

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	カナダ自由党の組織改革—「党費徴収なき政党」への道程—
他言語論題 Title in other language	The Organizational Reform of the Liberal Party of Canada: A Road to “Free Liberal Membership”
著者 / 所属 Author(s)	宮畑 建志 (Miyahata, Takeshi) / 国立国会図書館調査及び 立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	804
刊行日 Issue Date	2018-01-20
ページ Pages	55-83
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	2011 年の下院議員総選挙で壊滅的なダメージを負った後に 再び政権を争い得る組織へと再生したカナダ自由党の組織 改革の動向を、カナダにおける政党政治や政党法制を概観 した上で紹介する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

カナダ自由党の組織改革

—「党費徴収なき政党」への道程—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 宮畑 建志

目 次

はじめに

- I カナダにおける政党政治の特徴
- II カナダにおける政党法制の概要
 - 1 議会外政党に関する法制度
 - 2 議会内政党に関する法制度
- III 2011年総選挙の反省と2013年党首選挙
 - 1 2011年総選挙の反省
 - 2 2013年党首選挙
- IV トルドーによる自由党の再建
 - 1 「チーム・トルドー」の形成
 - 2 資金調達及びコミュニケーション戦略の現代化
 - 3 候補者の選定
 - 4 政策の作成と提示
- V 2015年総選挙後の党組織—党費徴収なき政党—
 - 1 登録リベラル
 - 2 党大会
 - 3 政策作成過程
 - 4 党首選出手続
 - 5 候補者選定手続

おわりに

要 旨

- ① 2011年に実施された下院議員総選挙で大敗し、第3党に転落したカナダ自由党（以下「自由党」という。）は、2015年総選挙の結果、約9年9か月ぶりに政権の座を奪還した。本稿では、総選挙の直接的な勝因ではないものの、壊滅的なダメージを負った政党を、再び政権を争い得る組織へと変えた、自由党の組織改革を取り上げる。自由党は、2015年総選挙後も改革を継続し、現在、「党費徴収なき政党」という新たな実験に着手している。自由党の党組織を取り巻く環境を概観した上で、2011年総選挙以降の自由党の組織改革をめぐる動向を紹介する。
- ② 自由党は、2011年総選挙の大敗後、2013年に新党首を選出するまでの間に、党再建に係る改革案の本格的な検討を行い、党の資金調達、組織機構、コミュニケーション機構を党の伝統や新たな政治の現実に適合させる形で現代化させることを改革の方向性として掲げた。2013年の党首選挙では、党サポーター制度を導入し、党員以外の自由党支持者にも投票権を付与し、党首選出手続をより開かれた制度へと改定した。この党首選挙の結果、党改革のかじ取りは、ジャスティン・トルドーが担うことになった。
- ③ トルドーは、党首に就任すると、「チーム・トルドー」を形成し、主要な課題に取り掛かった。チーム・トルドーは、既に開発していた有権者に関する情報データベースである「リベラリスト」の再整備と効果的な利活用に努め、ボランティアの動員や有権者の支持拡大に成功し、また、保守党に大差をつけられていた個人献金者数及びその献金額も次第に肉薄し、党財政を改善させた。また、下院議員の候補者選定については、世代交代とダイバーシティの確保に留意し、政策については、政策綱領のほか、演説や討論においても自由党の理念を明確にした。
- ④ 自由党は、総選挙後の2016年、自由党を支持する者は登録手続を済ませれば、党費の納入を求められることなく、「登録リベラル」として党の意思決定を始めとする諸活動に参加できる制度を導入した。これは、自由党を、閉鎖的なクラブから幅広く開かれた政治運動へと転換させることを意図して行われたものであるが、一方で、登録リベラルの個人データの収集に主眼を置くものだとする見方もある。登録リベラルの有効登録期間は3年であり、制度導入当初に登録リベラルになった者が登録更新を迎えるのは、総選挙が予定されている2019年である。今後の「党費徴収なき政党」の動向が注目される。

はじめに

2015年10月19日に実施されたカナダ下院議員総選挙（以下「総選挙」という。）の結果、中道左派のカナダ自由党（以下「自由党」という。）は、184人（定数338）を当選させ、スティーヴン・ハーパー首相（Stephen Harper. 在任期間：2006年2月6日～2015年11月4日）が率いる中道右派のカナダ保守党（以下「保守党」という。）から約9年9か月ぶりに政権の座を奪還した。同年11月4日には、党首のジャスティン・トルドー（Justin Trudeau）が首相に就任した。

1945年以降、カナダの政権政党は、保守党とその前身の一つである進歩保守党を除けば自由党しかない⁽¹⁾。さらにハーパーが保守党政権を発足させるまで、自由党は戦後の約4分の3の期間、政権を担っており⁽²⁾、「生来の政権政党」（natural governing party）として広く認められていた⁽³⁾。したがって、保守党から自由党への政権交代は、特に珍しいことではない。しかし、自由党は、前回の総選挙（2011年5月2日実施）で34人（定数308）しか当選させることができず、保守党（当選人数166人）のみならず、左派で労働組合との関係が深い新民主党（同103人）にも大きく差をつけられて第3党に転落するという自由党史上最大の敗北を喫していたのである（表1参照）。ある者は、この状況を「リベラルなカナダの死」と表現し⁽⁴⁾、また、ある者は、カナダ政治の将来について、「自由党が20世紀においてそうであったように、保守党が21世紀における永遠の支配政党、生来の政権政党になるであろう」と予想した⁽⁵⁾。自由党は、このような状況から復活した。第3党による政権奪取は、カナダ史上初めてのことである。

自由党の勝因としては、保守党長期政権に対する有権者のけん怠感、保守党及び新民主党の戦略ミス、トルドーの個人的人気等、様々な要素が挙げられている⁽⁶⁾。本稿では、総選挙の直接的な勝因ではないものの、壊滅的なダメージを負った政党を、再び政権を争い得る組織へと変えた、自由党の組織改革を取り上げる。その改革は、2015年総選挙後も継続し、自由党は、現在、「党費徴収なき政党」という新たな実験に着手している。

以下、カナダにおける政党政治や政党法制といった自由党の組織を取り巻く環境を概観した上で、2011年総選挙以降の自由党の組織改革をめぐる動向を紹介する。

I カナダにおける政党政治の特徴

カナダの政党制は、長年、2党制又は2か2分の1党制⁽⁷⁾と考えられてきた。しかし、1993年総選挙以降は、多党制へと移行した。多党制をもたらした要因は、地域的な利害対立の顕在

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年11月30日である。

(1) 和田絢子・宮畑建志「欧米10か国の歴代政権及び政権政党（資料）」『レファレンス』788号, 2016.9, p.74. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10195998_po_078804.pdf?contentNo=1> を参照。

(2) 同上

(3) Brooke Jeffrey, *Divided loyalties: the Liberal Party of Canada, 1984-2008*, Toronto: University of Toronto Press, 2010, p.3.

(4) Peter C. Newman, *When the Gods Changed: The Death of Liberal Canada*, Toronto: Vintage Canada, 2012 を参照。

(5) Darrell Bricker and John Ibbitson, *The Big Shift: The Seismic Change in Canadian Politics, Business and Culture and What It Means for Our Future*, Toronto: HarperCollins Publishers, 2013, p.126.

(6) カナダの2015年総選挙について分析した邦語文献には、次のものがある。陶山宣明「2015年カナダ連邦選挙の分析」『帝京平成大学紀要』27巻, 2016.3, pp.67-77; 清滝仁志「保守改革の挫折とリベラルの復活—二〇一五年カナダ総選挙—」『改革者』665号, 2015.12, pp.22-25.

化と単純小選挙区制という選挙制度とされる⁽⁸⁾。地域的な利害対立は、ケベック州に特別な地位を認める憲法改正をめぐって、ケベック州と西部カナダにおいて顕在化し、結果として、強力な地域政党（ケベック州のブロック・ケベコワ及び西部カナダの改革党）が生まれ、連邦政治に進出することになった。単純小選挙区制は、政治学者のモーリス・デュベルジェ（Maurice Duverger）が指摘するように、2党制をもたらしやすい（「デュベルジェの法則」）が、他の候補者より1票でも多く票を得た候補者が議席を得る制度であるため、全国的には得票が少ない政党でも、特定の選挙区に活動を集中させることで議席を増大させる可能性がある。したがって、特に地域政党が強力である場合は、2党制ではなく多党制になることがある。また、カナダのように地域間の利害が一致しない場合、単純小選挙区制が地域主義を促進させる傾向も指摘されている。ただし、改革党の全国政党化⁽⁹⁾、ブロック・ケベコワの衰退等を受け、2011年総選挙以降は、再び2党制又は2か2分の1党制に回帰しているように見える（表1参照）。

表1 1988～2015年の総選挙における各党の当選人数及び得票率（上段：当選人数、下段：得票率）

政党	1988年	1993年	1997年	2000年	2004年	2006年	2008年	2011年	2015年
自由党	83 31.9%	177 41.3%	155 38.5%	172 40.8%	135 36.7%	103 30.2%	77 26.2%	34 18.9%	184 39.5%
進歩保守党 / 保守党	169 43.0%	2 16.0%	20 18.8%	12 12.2%	99 29.6%	124 36.3%	143 37.6%	166 39.6%	99 31.9%
新民主党	43 20.4%	9 6.9%	21 11.0%	13 8.5%	19 15.7%	29 17.5%	37 18.2%	103 30.6%	44 19.7%
改革党 / カナダ同盟	0 2.1%	52 18.7%	60 19.4%	66 25.5%	—	—	—	—	—
ブロック・ ケベコワ	—	54 13.5%	44 10.7%	38 10.7%	54 12.4%	51 10.5%	49 10.0%	4 6.0%	10 4.7%
緑の党	—	—	—	—	0 4.3%	0 4.5%	0 6.8%	1 3.9%	1 3.5%
その他	0 2.6%	1 3.6%	1 1.6%	0 2.2%	1 0.3%	1 1.0%	2 1.1%	0 1.0%	0 0.2%

（出典）Stephen Brooks, *Canadian Democracy: An Introduction*, eighth edition, Don Mills: Oxford University Press, 2015, p.341; “Official Voting Results: Forty-Second General Election.” Elections Canada website <<http://www.elections.ca/res/rep/off/ovr2015app/home.html#1>> を基に筆者作成。

カナダは、広大な国土を有し、異なる言語圏の存在、地域間の格差等の社会的亀裂を抱えている。ヒトとモノの流れは、国内における東西間の移動よりも国境を越えた南北間の移動の方が容易である。そのため、各州間の関係は比較的弱く、抱える問題も大きく異なる。また、他の多くの連邦制国家と同様、カナダ連邦議会上院は、憲法上、州の代表であるが、任命制であるため、民主的正統性の観点から実質的に拒否権が行使されることのない「抑制された再考の府」（sober second thought）である。したがって、州の利害を代表するのは、主に州政府である。建国当初、カナダの連邦制度は中央集権的であったが、その後、州政府の権限が強まり、特に、教育、医療、

(7) 政治学者のアラン・ウェア（Alan Ware）は、2か2分の1党制について、「時として議席の過半数を得る政党が現れないことがあるが、通常、2大政党が合計80%以上の議席を占有する一方、他の1つの政党が権力の均衡を保つのに十分な議席を有する」状態としている。ウェアは、1958～1990年の欧米主要国における政党制の分類を試みているが、2か2分の1党制の例として、カナダのほか、オーストラリア、オーストリア、ドイツ及びアイルランドを挙げている。Alan Ware, *Political Parties and Party Systems*, Oxford: Oxford University Press, 1996, p.162.

(8) 以下、カナダの政党システムについては、木暮健太郎「2011年選挙とカナダ政党システム—多党制から2党制への変化—」『杏林社会科学研究』27巻2号, 2011.9, pp.29-35を参照。

(9) カナダ西部を基盤とする保守政党である改革党は、進歩保守党との保守合同を目指して、まず、合流可能な保守主義者を結集して、2000年にカナダ同盟を結成した。その後、2003年にカナダ同盟は進歩保守党を事実上吸収する形で保守党を結成した。

社会福祉等が州の管轄事項であるために、福祉国家の発展とともに、その重要性が増していった。さらに、カナダでは、州レベルでも議院内閣制が採用されており、また、州議会議員の選出方法が単純小選挙区制で、単独多数政権が形成されやすいため、州の「立法と行政の2権をコントロールできる州首相の力は絶大」⁽¹⁰⁾である。こうして州政府は、州首相の下に集権化され、連邦政府と競合する存在になった。⁽¹¹⁾

分権的な連邦制は、政党組織にも反映されている。党組織も集権的な階層構造ではなく分権的な重層構造となっている。自由党の場合、例えば、オンタリオ州には、オンタリオ自由党 (Ontario Liberal Party) があるが、これは、州議会を中心に活動する政党で、連邦レベルの自由党の州支部である自由党 (オンタリオ) (Liberal Party of Canada (Ontario)) とは異なり、連邦レベルの自由党から独立している。この状況は、ケベック州及び西部4州 (ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州、サスカチュワン州及びマニトバ州) でも同様である。これらの政党は、連邦レベルの自由党や他州の自由党と連携することが全くないわけではないが、財政、事務所、党員等を異にする別個の組織である。一方で、その他の州及び準州では、連邦レベルの自由党との結び付きは相対的に強い⁽¹²⁾。また、連邦と州の間、さらには、各州間でも抱える問題は異なり、選挙の争点も多様であるため、政策理念も統一されていない。連邦レベルの自由党やオンタリオ自由党は、中道左派政党と言えるが、ケベック自由党は、中道左派のケベック党に対抗する中道右派政党であり、同様に、ブリティッシュコロンビア自由党も、左派の新民主党 (州レベル) に対抗する中道右派政党である⁽¹³⁾。自由党以外の政党も程度の差はあれ、地方組織の自律性は高く、党名を共有していても、連邦と州の間、また、各州間で性格の異なる政党組織が形成されている⁽¹⁴⁾。

さらに、分権的な連邦制は、有権者の投票行動にも影響を与えているとされる。州政府の権限が大きいため、連邦政府の決定のみならず、州政府の決定も有権者の生活に大きな影響を与える。このため、有権者は、各レベルでの政党の業績に関する新たな情報を得る機会が増え、その度に、各党を評価し直し、支持政党を更新するようになり、政党支持の変動性が高くなる傾向にあるとする研究もある⁽¹⁵⁾。自由党は、伝統的に、人口が多く、総選挙においては大票田

(10) 加藤普章『カナダ連邦政治—多様性と統一への模索—』東京大学出版会、2002、p.74。

(11) Herman Bakvis and Steven B. Wolinetz, "Canada: Executive Dominance and Presidentialization," Thomas Poguntke and Paul Webb, eds., *The Presidentialization of Politics: A Comparative Study of Modern Democracies*, Oxford: Oxford University Press, 2005, pp.200-201 を参照。

(12) Rand Dyck and Christopher Cochrane, *Canadian Politics: Critical Approaches*, seventh edition, Toronto: Nelson Education, 2014, p.338.

(13) 陶山 前掲注(6), p.71.

(14) なお、カナダの政党については、同一組織の本部と支部の関係においても、一般に支部の自律性が高いこと (ただし、党全体の政策決定及び議会内政党の運営に係る権限はほとんどないか、全くない)、また、各支部間で性格の異なる組織が形成されていることが指摘されている。このようなカナダにおける政党の組織構造に着目して、政治学者のR・ケネス・カーティ (R. Kenneth Carty) は、「フランチャイズ政党」(Franchise Parties) という概念を提起している。カーティは、世界規模でフランチャイズチェーンを展開しているファストフード企業が、標準的な商品を用意する一方、地域の実情を良く知る各店舗に、地域独自の商品の開発及び提供を任せていること、また、フランチャイズ契約の内容を固定せず、各店舗と本社の関係が様々であることを引き合いに出して、フランチャイズ政党の特性を説明している。R. Kenneth Carty, "Parties as Franchise Systems: The Stratarchical Organizational Imperative," *Party Politics*, Vol.10 No.1, 2004.1, pp.5-24 を参照。

(15) Marianne C. Stewart and Harold D. Clarke, "The dynamics of party identification in federal systems: The Canadian case," *American Journal of Political Science*, Volume 42 Issue 1, 1998.1, pp.97-116 を参照。このほか、カナダにおける政党支持の変動性の高さの要因として、歴史的、文化的背景等を挙げる研究もある。これらの研究を簡潔に紹介したものとして、Elisabeth Gidengil, "Challenge and Change: Elections and Voting," John C. Courtney and David E. Smith, eds., *The Oxford Handbook of Canadian Politics*, Oxford: Oxford University Press, 2010, p.235 を参照。

となるオンタリオ州及びケベック州を支持基盤とするが、その支持は流動的で、特にケベック州では、1993年総選挙以降、ブロック・ケベコワの登場により得票率が激減し、2011年総選挙では新民主党に多くの票が流れた。また、オンタリオ州でも苦戦を強いられ、2008年及び2011年の総選挙では、獲得議席数で保守党を下回った。一方、2015年総選挙では、自由党は、アルバータ州及びサスカチュワン州を除く全州で最多議席を得た⁽¹⁶⁾。

II カナダにおける政党法制の概要

この章では、2011年総選挙の大敗後、組織改革に臨む自由党を取り巻く法的環境について、議会外政党に関する法制度と議会内政党に関する法制度に分けて紹介する。なお、ここで言う議会内政党とは、「同一政党に所属する、代表機関（本稿ではカナダ議会）の構成員により組織された集団」を意味する⁽¹⁷⁾。また、議会内政党以外の政党組織を議会外政党とする。

1 議会外政党に関する法制度

(1) 政党の定義と登録制度

カナダにおける政党の起源は、19世紀初頭の英国植民地時代に遡ることができ、1867年のカナダ連邦形成以後、政党が政治の中心となり始めたとされる⁽¹⁸⁾。しかし、1970年カナダ選挙法（Canada Elections Act (R.S.C. 1970 (1st Supp.), c. 14)）の制定に至るまで、政党が法的に認知されることはなかった⁽¹⁹⁾。現在も憲法に「政党」という言葉はないが、2000年カナダ選挙法（Canada Elections Act (S.C. 2000, c. 9). 以下「選挙法」という。）第2条において、政党は、「基本的な目的の一つが、1人又は複数人の所属構成員を候補者として擁立し、当該構成員の選挙を支援することによって公共の事項に参加することである団体」と定義されている。なお、選挙法における「選挙」とは、下院議員選挙を意味するため（第2条）、上記の定義で示された政党には、州レベル以下でのみ活動するものは含まれない。

選挙法は、政党の登録手続についても定めており、登録の要件を満たす政党を「適格政党」、登録手続が完了した政党を「登録政党」としている（第2条）。登録の要件は、党首が選挙法に定める登録申請を行い、かつ、①当該政党の名称、その短縮語又は頭字語及びロゴが、既存の登録政党及び適格政党のものと類似していないこと、また、「独立」（independent（英語）、indépendant（仏語））又はそれに類似する語を含んでいないこと、②党首に加えて最低3人の役員を置き、かつ会計責任者及び首席代理人各1人を任命すること、③連邦選挙庁長官が、当該政党の登録申請における情報が十分かつ正確であると認めることである（第387条）。なお、選挙法は、登録申請の際の届出事項として、①当該政党の名称、その短縮語又は頭字語及びロゴ、②党首の氏名及び住所並びに当該政党の党首任命に係る決議の写し（党首及びその他の役員1人

(16) “Past Elections.” Elections Canada website <<http://www.elections.ca/content.aspx?section=ele&dir=pas&document=index&lang=e>> の各回総選挙結果を参照。

(17) Knut Heidar and Ruud Koole, “Approaches to the study of parliamentary party groups,” *Parliamentary Party Groups in European Democracies: Political Parties behind closed doors*, London: Routledge, 2000, p.6.

(18) 木暮健太郎「カナダの政党と政治」 畠山圭一・加藤普章編著『アメリカ・カナダ』（世界政治叢書 第1巻）ミネルヴァ書房, 2008, p.192.

(19) Anika Gauja, *Political Parties and Elections: Legislating for Representative Democracy*, Farnham: Ashgate Pub. Company, 2010, p.47.

が認定したもの)、③党事務所の住所、④役員、会計責任者及び首席代理人の氏名及び住所並びに当該役職として活動する旨の署名付き同意書、⑤下院議員選挙の選挙権を有する党员 250 人の氏名及び住所並びに党员であること及び当該政党の登録申請を支持する旨の宣誓書、⑥当該政党の基本的な目的の一つが、1 人又は複数人の所属構成員を候補者として擁立し、当該構成員の選挙を支援することによって公共の事項に参加することである旨の党首による宣誓書を挙げている(第 385 条)。

現在、登録政党の数は、15 (このうち下院に議席を有する政党は 5) である⁽²⁰⁾。なお、選挙法には登録政党の選挙区協会(下院議員選挙区を単位として設置される政党支部)の登録制度も規定されている(第 447~473 条)。

(2) 政党財政に係る制度

政党の登録は義務ではないものの、登録政党になると、選挙運動や政治資金の調達に関して、他の団体が得られない様々な特権を得ることができる。

例えば、総選挙における選挙運動については、登録政党(新規の適格政党も含む。)は、選挙法に基づき、下院選挙の執行を命ずる令状(以下「選挙令状」という。)の発行から投票日前日の 24 時までの間、一定の配分方法に基づいて、テレビ及びラジオの有料放送枠及び無料放送枠を利用することができる(第 335、345 条)。有料放送枠(全対象政党の合計 390 分)の配分は、登録政党間の全会一致で決定するが、合意に至らない場合は、連邦選挙庁長官によって任命される放送調停役が前回の選挙結果等に応じて各党の配分を決定する(第 337~341 条)。無料放送枠については、一部を除き、有料放送枠の配分を受ける政党の間で、当該放送枠と同様の比率で配分されることになっている(第 345 条第 2 項)。2015 年総選挙における有料放送枠は、新規の適格政党である 5 政党に各 6 分、計 30 分が配分され、残りの 360 分が登録政党間で前回総選挙の当選人数、得票数及び候補者数に応じて配分された⁽²¹⁾。主要政党に配分された放送時間は、表 2 のとおりである。第 3 党に転落していた自由党に配分された放送時間は、保守党の 2 分の 1 以下であった。

表 2 2015 年総選挙において主要政党に配分された放送時間

	有料/無料 放送・通信事業者	有料放送枠(390分) 全ての放送事業者	無料放送枠(396分)		
			CBC-TV	CBC Radio One	TVA
政 党	保守党	107 分 00 秒	58 分 30 秒	33 分 00 秒	17 分 00 秒
	新民主党	78 分 30 秒	43 分 00 秒	24 分 00 秒	12 分 30 秒
	自由党	45 分 30 秒	25 分 00 秒	14 分 00 秒	7 分 30 秒
	緑の党	20 分 30 秒	11 分 00 秒	6 分 30 秒	3 分 30 秒
	ブロック・ケベコワ	16 分 30 秒	9 分 00 秒	5 分 00 秒	3 分 00 秒

(出典) Elections Canada, *Report on the 42nd General Election of October 19, 2015*, 2016, p.52. <http://www.elections.ca/res/rep/off/sta_2015/pdf/stat_report2015_e.pdf> を基に筆者作成。

また、政治資金の調達⁽²²⁾に関する例としては、所得税法 (Income Tax Act (R.S.C. 1985, c. 1 (5th

(20) “Registered Political Parties and Parties Eligible for Registration.” Elections Canada website <<http://www.elections.ca/content.aspx?dir=par&document=index&lang=e§ion=pol>>

(21) Broadcasting Arbitrator, “2015 Allocation of Paid Time,” June 23, 2015. *ibid.* <<http://www.elections.ca/content.aspx?section=abo&dir=bra/all/2015&document=index&lang=e>>

(22) カナダの政治資金制度については、選挙法のほか、桐原康栄「欧米主要国の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』454 号, 2004.8.4, pp.8-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000733_po_0454.pdf?contentNo=1> を参照。

Supp.)) が、登録政党、その登録選挙区協会並びに下院議員選挙、下院議員選挙予備選挙及び党首選挙の候補者に対する個人の寄附について、最高 75% の税額控除制度を定めていることが挙げられる（第 127 条第 3 項）。

さらに、上記のテレビ及びラジオの放送枠の配分や税制上の優遇措置は、政党に対する間接的な国庫補助と言えるが、より直接的な国庫補助として、選挙費用の償還制度がある（選挙法第 444 条）。総選挙において全国集計で有効投票数の 2% 以上を得た登録政党又は候補者を擁立した全選挙区での集計で有効投票数の 5% 以上を得た登録政党に対して、当該政党が実際に負担した金額⁽²³⁾の 50% が償還されるという制度である⁽²⁴⁾。一方、選挙費用に限定せず、政党の政治活動一般に対する連邦レベルの国庫補助制度（我が国の政党助成制度に相当する。以下「政党国庫補助制度」という。）は、2003 年の選挙法改正（翌年 1 月 1 日施行）で導入された⁽²⁵⁾が、2012 年の選挙法改正で段階的に補助が減額されることになり、2015 年 3 月 31 日までの分をもって終了した。政党国庫補助制度の導入と廃止は、後述する自由党の組織改革に関係するため、以下、その経緯を簡単に紹介する。

2003 年の選挙法改正は、カナダの政治資金制度の枠組みを構築した 1974 年の選挙費用法（Election Expenses Act (S.C. 1973-74, c. 51)）以来の政治資金制度に係る抜本的改革であった。当時、自由党政権の首相を含む閣僚等の金銭スキャンダルが次々と発覚していた。改革は、政治不信の払拭を目的として⁽²⁶⁾、企業等の団体や大口寄附者からの寄附の制限と政治資金の透明性の向上を企図するものであった。政党国庫補助制度は、当該改正で盛り込まれた企業や労働組合による寄附の原則禁止に対する補償措置として導入されたものであり、その後、これに基づく補助金は、政党の重要な収入源となっていく⁽²⁷⁾。例えば、2003 年の自由党の収入の 45% は企業からの献金であり、新民主党の収入の 52% は労働組合からの献金であった。一方、保守党（前身である進歩保守党とカナダ同盟の合計値）は、収入の 67% が個人献金（自由党は 26%、新民主党は 47%）であり、企業献金は 20% であった。これが 2004 年になると、各党とも第 1 の収入源が国庫補助となり、自由党では 74%、新民主党では 72%、保守党では 55% を占めたのである⁽²⁸⁾。政党国庫補助制度の概要は、表 3 のとおりである。

2006 年の総選挙の結果、ハーパー率いる保守党が政権に就いたが、保守党の勝利の要因の一つには、自由党政権の連邦政府広報費不正流用問題⁽²⁹⁾があったとされる。保守党は、この問題を念頭に政策綱領（platform. 総選挙の際に各党が提示する公約）の冒頭で、保守党政権の最初の立法は連邦説明責任法になる旨を宣言し、第 1 の公約として、連邦レベルの政党に係る政治資金

⁽²³⁾ 2015 年総選挙において全選挙区に候補者を擁立した政党の支出限度額は、5493 万 6320.15 カナダドル（約 51 億 6400 万円）である。なお、円換算は、2015 年総選挙当時の報告省令レート（平成 27（2015）年 10 月分）に基づき、1 カナダドル＝約 94 円として行った。Elections Canada, *Report on the 42nd General Election of October 19, 2015*, 2016, p.51. <http://www.elections.ca/res/rep/off/sta_2015/pdf/stat_report2015_e.pdf>

⁽²⁴⁾ 有効投票数の 10% 以上を獲得した下院議員候補者に対しても、当該候補者が実際に負担した金額（ただし、選挙区ごとに設定される支出限度額の範囲内）の 60% までの枠内で償還される（選挙法第 477.73～477.74 条）。

⁽²⁵⁾ この政党国庫補助制度については、次の文献に詳しい。間柴泰治「2003 年カナダ選挙法の改正と政党助成制度の導入」『外国の立法』No.224, 2005.5, pp.67-73. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000409_po_022404.pdf?contentNo=1>

⁽²⁶⁾ 同上, p.67.

⁽²⁷⁾ Louis Massicotte, “Roll Back! The Conservatives Rewrite Election Laws, 2006-2015,” Jon H. Pammett and Christopher Dornan, eds., *The Canadian federal election of 2015*, Toronto: Dundurn, 2016, p.167.

⁽²⁸⁾ Stephen Brooks, *Canadian Democracy: An Introduction*, eighth edition, Don Mills: Oxford University Press, 2015, p.368.

表3 政党国庫補助制度の概要

受給資格	直近の総選挙において、全国集計で有効投票総数の2%以上又は候補者を擁立した全選挙区における集計で有効投票総数の5%以上を得た登録政党
交付決定	暦年の四半期に1度
交付総額	直近の総選挙の有効投票総数に、次の額を乗じて得られた額 ・2012年3月31日まで：各四半期について、0.4375カナダドルに当該四半期に関して有効なインフレ調整率を乗じて得られた額 ・2012年4月1日から2013年3月31日まで：各四半期について、0.3825カナダドル ・2013年4月1日から2014年3月31日まで：各四半期について、0.255カナダドル ・2014年4月1日から2015年3月31日まで：各四半期について、0.1275カナダドル
配分方法	当該四半期の交付総額に、直近の総選挙における有効投票総数に対する当該政党の得票総数の比率を乗じて得た額を配分

(出典) 選挙法 (Canada Elections Act (S.C. 2000, c. 9)) を基に筆者作成。

制度改革を掲げた⁽³⁰⁾。実際に保守党政権は、宣言のとおり、連邦説明責任法の立法に着手し、少数政権ながら比較的スムーズに法律を成立させた⁽³¹⁾。まず、2003年の改革で実現した企業等団体献金の原則禁止は、登録政党の党本部に対するものは禁止されたが、登録政党の登録選挙区協会、下院議員候補者及び予備選挙候補者に対しては認められており、この意味で「抜け穴」が残っていた⁽³²⁾ため、連邦説明責任法により、これを完全に禁止した。さらに、個人による寄附の上限を5,000カナダドルから1,000カナダドル（現在は1,500カナダドル）へと減額し、寄附の量的制限を強化した。これらの改革は、2003年の改革と方向性を同じくするものであった⁽³³⁾が、政党間競争の観点からは、小口の個人献金が多いため保守党を利する改革であり、元来、企業献金や大口の個人献金が多い自由党にとっては不利に働くものであった⁽³⁴⁾。

従来の改革の方向性に変化が生じたのは、2008年11月である。ハーパー政権のジム・フレイティ (Jim Flaherty) 財務相は、同月27日の下院における経済財政演説で、2009年4月1日以降の政党国庫補助制度の廃止を提案したのである⁽³⁵⁾。この演説では、投資会社リーマン・ブラザーズ・

(29) 概要は、以下のとおりである。1995年に実施されたケベック州の分離独立をめぐる州民投票が、否決されたとは言え僅差であったことを受け、当時の自由党政権のジャン・クレティエン首相 (Jean Chrétien. 在任期間：1993年11月4日～2003年12月12日) が同州での分離独立運動の再燃を阻止するため決定した戦略の一つが、いわゆる「スポンサーシップ・プログラム」である。これは、ケベック州における文化・スポーツの行事等に連邦政府広報費を使い、「カナダ」の名称やロゴを各地に掲示するといった連邦の存在感を高める広報活動等を実施するものであった。2002年5月、会計検査院長が当該広報費支出に不正があったとの調査報告を発表し、さらに2004年2月、会計検査院長は、「スポンサーシップ・プログラム」に関わるケベックの広告会社の中にはほとんど活動実態がなく資金を受け取ったものがあり、一部が自由党に還流されていたと報告した。この問題は長引き、2005年11月及び2006年2月に独立調査委員会の調査報告書が発表された。これらの報告書は、会計検査院長の報告を裏付け、問題の責任の所在を明らかにするものであり、また、再発防止策として、連邦政府活動の透明性の向上や政府の説明責任の回復のための勧告を行うものであった。“Federal sponsorship scandal,” *CBC News*, October 26, 2006. <<http://www.cbc.ca/news2/background/groupaction/index.html>>; Colin Feasby, “Constitutional Questions about Canada’s New Political Finance Regime,” *Osgoode Hall Law Journal*, Vol.45 No.3, Fall 2007, pp.523-524, 535-537; 城由紀子「2006年カナダ総選挙—新保守党首相の誕生—」『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』15号, 2007.1, pp.47-48, 注(1)を参照。

(30) Conservative Party of Canada, *Stand Up for Canada*, 2006, p.8.

(31) Federal Accountability Act (S.C. 2006, c. 9); Massicotte, *op.cit.*(27)

(32) Simon Tuck, “Critics hit loopholes in campaign legislation,” *Globe and Mail*, 11 April 2003.

(33) Massicotte, *op.cit.*(27)

(34) Lisa Young, “Money, Politics, and the Canadian Party System,” Alain-G. Gagnon and A. Brian Tanguay, eds., *Canadian parties in transition: recent trends and new paths for research*, forth edition, North York: University of Toronto Press, 2017, p.37.

(35) *House of Commons Debates*, Vo.143 No.8, 40th Parliament, 1st Session, November 27, 2008, p.376. <<http://www.ourcommons.ca/Content/House/401/Debates/008/HAN008-E.PDF>>

ホールディングスの経営破綻に端を発する世界的金融危機への対応としての景気刺激策に焦点が当てられており、政党国庫補助制度の廃止は、景気が上向いた際に即座に均衡財政に戻るための措置として位置付けられた。再び政党間競争の観点でこの改革を捉えると、連邦説明責任法による改革と同様、国庫補助への依存率の低い保守党を利する改革であり、依存率の高い自由党にとっては不利に働くものであった。反発した自由党と新民主党は、当時、少数政権だったハーパー政権に代わる連立政権の樹立を模索し、ブロック・ケベコワもこれに賛同する動きを見せたため、この改革は頓挫することになった。しかし、2011年総選挙で保守党が単独過半数の議席を得ると、保守党政権は、再び政党国庫補助制度の廃止を提案し（前回と異なり今回は、段階的に減額して、最終的に廃止するというもの（表3参照）、翌年に選挙法改正という形で実現した。

こうして企業等団体献金や大口の個人献金が大きく制限される見返りとして導入された政党国庫補助制度も廃止されたことで、各党——特に自由党——は、党財政改革、特に小口の個人献金の獲得競争に向かわざるを得なくなったのである。政党のこのような動きは、選挙法が定める会計報告制度によって拍車がかげられた。つまり、直近の総選挙において全国集計で有効投票数の2%以上を得た登録政党又は候補者を擁立した全選挙区における集計で有効投票数の5%以上を得た登録政党は、四半期ごとに、寄附総額、寄附者の数、200カナダドルを超える寄附をした者の氏名及び寄附額等を記載した収支報告書の提出を求められ、その内容が公開されることになっているが（第433条）、これを基に報道機関が、定期的に各党の寄附総額や寄附者の数をあたかも競馬レースのように報じるようになったのである。結果、各党の戦略担当者は、四半期ごとに良い結果を残そうとするようになった。⁽³⁶⁾

2 議会内政党に関する法制度

連邦議会の活動においても、一定の要件を満たす政党は、カナダ議会法（Parliament of Canada Act (R.S.C. 1985, c. P-1). 以下「議会法」という。）等に基づき、特権を得ることができる。下院において、これらの政党は、「認定政党」（recognized party）と呼ばれ、12人以上の所属下院議員を有することが要件として課されている。現在、認定政党は、自由党、保守党及び新民主党の3党のみである。各認定政党は、所属議員のみで構成される議員組織であるコーカスを形成できる⁽³⁷⁾。議会法は、コーカス役職者（認定政党の党首、下院正副院内総務、下院正副院内幹事及び下院

⁽³⁶⁾ Alex Marland and Maria Mathews, “‘Friend, Can You Chip in \$3?’: Canadian Political Parties’ Email Communication and Fundraising,” Alex Marland et al., eds., *Permanent Campaigning in Canada*, Vancouver: UBC Press, 2017, p.91.

⁽³⁷⁾ この節では、認定政党が得られる特権に焦点を当てる。なお、認定政党に係る規制については、2015年6月23日に裁可された「カナダ選挙法及びカナダ議会法を改正する法律（候補者及びコーカス改革）」（「2014年改革法」と略称されている。）により、新たな法整備が行われている（2014年改革法の施行日は、2015年総選挙の投票日の7日後である。）。その立法趣旨は、公選職である下院議員の役割を回復させてカナダの民主制度を強化することであり、意思決定機関としてのコーカスの強化、党首のコーカスに対する説明責任の強化、政党の下院議員の候補者選定における選挙区の影響力の回復を目指したものであった。2014年改革法の内容は、①議会法に、党首の更迭手続、コーカス議長の任免手続並びにコーカス構成員の除名及び再加入手続が定められたことと、②選挙法に定める政党の候補者選定における署名要件が、党首又は党首が任命した者の署名ではなく、政党が権限を付与した1人又は複数人の署名へと改められたことである。ただし、特に、コーカス役職者の任免等に係る諸規定は、規定ごとに適用するかの判断を、当該コーカスの決定に委ねていること等から、2014年改革法の効果は少なくとも短期的には疑問視されている。実際、保守党は一部を適用したが、自由党及び新民主党は現在のところ適用していない。Paul Geisler, “Will the Reform Act, 2014, Alter the Canadian Phenomenon of Party Discipline?” *Manitoba Law Journal*, Vol.38 No.2, 2015, p.42; Lauren Heuser, “Fire the Leader,” *National Post*, July 6, 2016; Joan Bryden, “Liberal MPs ask party to decide whether leader’s powers should be diluted,” *Maclean’s.ca*, November 5, 2015. <<http://www.macleans.ca/politics/ottawa/liberal-mps-ask-party-to-decide-whether-leaders-powers-should-be-diluted/>>

コーカス議長) に対して、議員報酬以外に追加報酬を与えることを定めている(第 62.3 条)。正副院内総務は、各党における院の議事運営の担当者であり、定期的に会合して審議日程を協議し、正副院内幹事は、党所属議員に対し議事や表決への参加を求め、院における役職や委員会を割り当て、党の規律を維持する役割を果たす⁽³⁸⁾。各コーカスは、通常、水曜の午前に政党ごとに政策や議事日程について議論する会合を開くが⁽³⁹⁾、これを主宰するのがコーカス議長である。

上記のコーカス役職者のうち、下院議員規則(Member's By-Law)の定める院内役職者⁽⁴⁰⁾である、党首(首相を除く)、院内総務、院内幹事及びコーカス議長に対しては、同規則に基づいて院内役職者事務所予算が計上される。同予算は、事務所の被用者の給与の支払や財・サービスの契約のほか、下院財務理事会⁽⁴¹⁾が指定した支出に使用することができる(第 81 条)⁽⁴²⁾。

さらに、コーカスに対しても、下院議員規則に基づいて財政的支援等が行われている⁽⁴³⁾(第 66~77 条)。その一つが、各認定政党の全国コーカス調査室に対する補助金である⁽⁴⁴⁾。これは、全国コーカス調査室の被用者の給与の支払や財・サービスの契約のほか、下院財務理事会が指定した支出に使用することができる。コーカスに対する補助としては、全国コーカス調査室に対する予算のほか、情報技術予算、コーカス翻訳サービス予算及び全国コーカス集会予算が計上されている⁽⁴⁵⁾。

上記の特権は、各認定政党に平等に与えられるわけではない。下院第 1 党(通常は単独で与党を構成する。)が最も優遇されるが、野党の中でも野党第 1 党は、「公式野党」(the Official Opposition⁽⁴⁶⁾)と呼ばれ、他の野党とは別格の待遇を受ける。公式野党の党首は、下院議長や政府閣僚と同等の追加報酬が与えられるほか、公式野党の党首には、車両手当が支給され、また、公邸法(Official Residences Act (R.S.C. 1985, c. O-4)) 第 2 条に基づいて首都オタワに公邸が用意されている。党首以外のコーカス役職者についても、公式野党については、他の野党の相当職よりも高い追加報酬が与えられる(表 4 参照)。これは、前述の院内役職者やコーカスの活動のために計上される予算についても基本的に同様である(表 5 及び表 6 参照)。なお、これらの予算配分には、一部を除き、議員数に応じて配分額が積み上げられる方式が採用されている。したがって、2011 年総選挙で所属議員が 34 人に減少し、第 3 党かつ野党第 2 党に転落した自由党にとっては、その議会内政党及びその構成員が受けることができる特権も大幅に減少することになったのである。

(38) 山田邦夫「カナダの議会制度」『レファレンス』756 号, 2014.1, pp.74-75. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8408484_po_075604.pdf?contentNo=1>

(39) 同上, p.75, 注(40).

(40) 下院議員規則が定める上記以外の院内役職者は、下院正副議長、全院委員会の正副委員長及び副委員長補並びに前首相である。

(41) 下院財務理事会は、下院議長を長とし与野党の議員等から成り、下院の財務や内部管理を所掌する。山田前掲注(38), p.78, 注(55).

(42) 院内役職者事務所予算には、使途制限のほか、交際費等の特定の費目についての支出制限がある。なお、同一認定政党内の各院内役職者事務所予算の間での流用は認められるが、コーカスや下院議員の活動のために計上される予算への流用は禁じられている。

(43) 以下の記述は、特に断りのない限り、下院議員規則及び次の資料を参照した。House of Commons, *Members' Allowances and Services Manual*, November 14, 2017. <<https://www.ourcommons.ca/SmartWeb/mas/Document.aspx?sbid=018308C3-338D-4C29-ADE1-0A4A0F046C9B&sbid=pdf>>

(44) 各認定政党のコーカスには、その構成員の議会における任務遂行を補佐するため、全国コーカス調査室が設置される。全国コーカスは、各認定政党のコーカスの全構成員が集会する組織で、この下に、地域別のコーカスや主題別のコーカスが組織される。財政的支援は、全国コーカスに対してのみ行われる。

(45) これら 4 つのコーカスに対する予算は、院内役職者や下院議員の活動のために計上される予算への流用は禁じられている。また、前年度予算の残額は、翌年度に繰り越すことができるが、予算の 5% を上限とする。

(46) the Opposition と、頭文字を大文字にして表記し、他の野党と区別する場合も多い。

なお、上院についてもコーカス役職者に対する補助は行われている⁽⁴⁷⁾。ただし、上院議員は、総督が任命するが、実際には首相の助言に基づいて行われており、多くは時の首相と同じ政党の者が任命されてきた。また、75歳定年制以外に任期の制限はなく、解散もないため、新議員は補充的に任命されるのみで、政党勢力の変化は直ちには反映されない⁽⁴⁸⁾。したがって、首相を出したことの無い新民主党の勢力は上院には存在せず、自由党にとって、2011年総選挙の大敗の影響は、下院に比較すると小さかった。

表4 下院コーカス役職者に対する追加報酬年額（2017年4月1日現在）（単位：カナダドル）

役職名	与党 (自由党)	野党第1党 (保守党)	その他の野党 (新民主党)
首相(与党党首) / 野党党首 (参考：議長、政府閣僚)	172,700 (82,600)	82,600 —	58,600 —
院内総務	— ^(注)	42,700	17,000
院内幹事	30,900	30,900	12,000
副院内総務	17,000	17,000	6,000
副院内幹事	12,000	12,000	6,000
コーカス議長	12,000	12,000	6,000

(注) 与党の下院院内総務は通常、政府閣僚であるため、政府閣僚としての追加報酬を得る。

(出典) House of Commons, *Members' Allowances and Services Manual*, November 14, 2017. <<https://www.ourcommons.ca/SmartWeb/mas/Document.aspx?sbdid=018308C3-338D-4C29-ADE1-0A4A0F046C9B&sbpid=pdf>> を基に筆者作成。

表5 下院院内役職者事務所予算（2017-2018年度）（単位：カナダドル）

役職名	与党 (自由党)	野党第1党 (保守党)	その他の野党 (新民主党)
野党党首	—	4,508,315	2,096,884
院内総務	103,567	518,085	329,952
院内幹事	916,196	601,033	344,749
コーカス議長	137,892	102,300	79,279

(出典) House of Commons, *Members' Allowances and Services Manual*, November 14, 2017. <<https://www.ourcommons.ca/SmartWeb/mas/Document.aspx?sbdid=018308C3-338D-4C29-ADE1-0A4A0F046C9B&sbpid=pdf>> を基に筆者作成。

表6 下院コーカスに対する補助（2017-2018年度）（単位：カナダドル）

予算費目	与党 (自由党)	野党第1党 (保守党)	その他の野党 (新民主党)
全国コーカス調査室予算	3,028,200	2,824,668	1,723,776
情報技術予算	374,745	271,636	175,820
コーカス翻訳サービス予算	147,153	147,153	147,153
全国コーカス集会予算	54,153	54,153	54,153
計	3,604,251	3,297,610	2,100,90

(出典) House of Commons, *Members' Allowances and Services Manual*, November 14, 2017. <<https://www.ourcommons.ca/SmartWeb/mas/Document.aspx?sbdid=018308C3-338D-4C29-ADE1-0A4A0F046C9B&sbpid=pdf>> を基に筆者作成。

(47) 2013年初めに発覚した保守党議員を中心とした上院議員の経費不正受給問題を受けて、2014年1月、トルドー自由党党首は、上院は党派性をなくすべきだとして、自由党上院コーカスの所属議員全員をコーカスから除名し、無所属議員とした。トルドーの首相就任以降に任命された上院議員も党派的なコーカスには所属していない。現在、9人以上の上院議員が集まれば、党派によらないコーカス形成に道を開く提案がなされており、また、実際に、無所属の議員グループに対する補助が認められるなど、2011年総選挙直後の時期とは状況が変化しつつある。James Cudmore, “Justin Trudeau removes senators from Liberal caucus,” *CBC News*, January 29, 2014. <<http://www.cbc.ca/news/politics/justin-trudeau-removes-senators-from-liberal-caucus-1.2515273>>; Marie-Danielle Smith, “How the Senate changed in 2016 - and what it means for the government's agenda for 2017,” *National Post*, January 3, 2017. <<http://nationalpost.com/news/politics/how-the-senate-changed-in-2016-and-what-it-means-for-the-governments-agenda-for-2017>>; John Paul Tasker, “Senate changes definition of a ‘caucus,’ ending Liberal, Conservative duopoly,” *CBC News*, May 17, 2017. <<http://www.cbc.ca/news/politics/senate-rules-caucus-change-1.4112744>>

Ⅲ 2011年総選挙の反省と2013年党首選挙

1 2011年総選挙の反省

2011年総選挙の翌日（5月3日）、自由党のマイケル・イグナティエフ（Michael Ignatieff）党首は、辞任を表明した。当時の党規約上、党首選挙は5か月以内（遅くとも同年10月28日及び29日まで）に実施しなければならなかったが、党内に実施延期を望む声が多数あることを理由として、執行部である全国役員会⁽⁴⁹⁾は同年5月9日、職権で翌月18日に特別党大会を開催し、そこで党規約を改定することを決定した。この党規約改定により、党首選挙は2013年3月1日から6月30日までの間に実施されることになった。なお、新党首が選出されるまでの間、暫定党首が党を率いることとされ、ボブ・レイ（Bob Rae）下院議員が、議会内政党による投票で暫定党首候補として指名され、その後、全国役員会から正式に暫定党首に任命された。⁽⁵⁰⁾

自由党は、正式な新党首を選出するまでの間に、党再建に係る改革案の本格的な検討を行い、2011年11月10日には、全国役員会によって、2012年1月13～15日に開催されるオタワ党大会の討議用文書『刷新へのロードマップ』（*Roadmap to Renewal*）⁽⁵¹⁾（以下「ロードマップ」という。）が発表され、また、自由党の議会外組織の事務方のトップである全国議長による、ロードマップの背景を詳述した報告書『現代的な自由党の構築』（*Building a Modern Liberal Party*）⁽⁵²⁾（以下「背景報告書」という。）が示された。

背景報告書は、カナダ政治について、従来とは政治環境が劇的に変化しているとの認識を示した。その新たな政治の現実とは、①政党国庫補助制度の廃止を始めとする政党及び政治資金制度の変化、②メディアのデジタル化、多様化及び民主化、③有権者の政治への無関心や不参加、党派的活動からの離脱傾向、④国内政策課題のグローバル化及び国際化、⑤進歩勢力の断片化及び地域化、⑥右派の分断政治によるイデオロギー的、地域的、その他の亀裂の深刻化である⁽⁵³⁾。

2011年総選挙については、有権者とのコミュニケーション戦略における自由党のミスが強調された。「我が党の最初の誤りは、コミュニケーションを単に論理的なもので正直なものであるべきだと考えたところにある。実際には政治的な選択というものは、まず感情に左右されるものなのだ。…（中略）…現代民主政治の最高の技術は、有権者との効果的なコミュニケーションを行う技術である。保守党の戦略担当者——この技術に関するカナダにおける現代の達人——は、有権者と「つながる」ということは感情の面で彼らに接近することなのだ」と理解している。⁽⁵⁴⁾

また、選挙運動の戦略についても、保守党との差を認めている。両者とも有権者に関する独

(48) 山田 前掲注(38), pp.70-73.

(49) 全国役員会の詳細について、後掲注(88)を参照。

(50) 宮畑建志「政党リーダーの選び方—諸外国主要政党の党首選出手段を中心に—（資料）」『レファレンス』739号, 2012.8, p.86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3525595_po_073903.pdf?contentNo=1>

(51) Liberal Party of Canada, *A Roadmap to Renewal: Alternatives for Discussion Among Members of the Liberal Party of Canada*, 2011. <<https://www.liberal.ca/wp-content/uploads/2011/11/Roadmap-to-Renewal.pdf>>

(52) Liberal Party of Canada, *Building a Modern Liberal Party: a Background Paper for Discussion among Members of the Liberal Party of Canada*, 2011. <<https://www.liberal.ca/wp-content/uploads/2011/11/BuildingaModernLiberalParty.pdf>>

(53) *ibid.*, p.18.

(54) *ibid.*, pp.14-15.

自のデータベースを保有していたが、自由党が有権者の投票行動を特定することに専念し、自由党の支持者と判明した有権者を投票日に投票所に向かわせるという戦略を採用したのに対し、保守党は、選挙が始まるかなり前から有権者の投票行動の特定だけでなく、支持者及び潜在的な支持者の、支持や不支持の契機となった問題や抱えている懸念についての広範なデータを始め、あらゆるデータを蓄積し、そのデータから分析結果を得ていたとした。保守党は、この分析結果を基に、高度に洗練されたマイクロ・ターゲティング⁽⁵⁵⁾を駆使し、①保守党支持層の中でも緩やかな支持者や投票を迷っている支持者に対しては票を固める運動を、②熱心な支持層に対してはボランティアとしての選挙運動への参加や寄附等を促す運動を、③自由党支持層の中でも緩やかな支持者に対しては、投票先を変えるよう説得する運動を、④保守党を支持しない者に対しては、投票を控えさせるような運動を展開したと分析した。⁽⁵⁶⁾

今後の党改革の方向性については、「自由党が党首の問題や政策刷新の問題に没頭している間に、保守党は、その結成当初から、資金調達、組織やコミュニケーションの根幹部分に焦点を当てていた。今や、自由党は焦点を移さなければならない。その課題は、単に保守党を彼らの得意分野で打ち負かすということではなく、自由党の資金調達、組織機構、コミュニケーション機構を、党の文化、伝統、価値、目標や 21 世紀の政治競争の現実に適合させる形で、現代化させるというものである」⁽⁵⁷⁾とした。

ロードマップでは、主な提案として 5 項目が示された。その第 1 に掲げられたのは、資金調達についてであった。ここでは、①「自由党全国基金」(National Liberal Fund)を、全国役員会に対して責任を有する、専門的に管理された資金調達活動組織として発展させること、②「リベラリスト」(Liberalist. 詳細は IV 章 2 参照)等のデータベースの整備、データ投入及び利活用の急速な推進に必要な投資を行うための全選挙区を挙げた資金調達運動を 2012 年春の党大会で承認すること等が挙げられた。第 2 に、「自由党支持者の参加と党基盤の再建」が掲げられ、正式な党員になることを望まない者に、自由党支持者としての党活動に積極的に参加することができる、より開かれた、柔軟な枠組みとして、党サポーター制度が提唱された。党サポーターは、党員及び自由党支持者として登録した党員以外の者から成り、党首選挙や下院議員選挙の予備選挙に参加できるとされた。第 3 に、「党の合理化」が掲げられた。①党内機関への予算配分の見直し、②党の銀行取引、資金管理、会計処理、コンプライアンス機能の全国事務局への集中、③党のコミュニケーション基盤の整備、管理及び利活用を監督するデジタル運用ディレクターの任命、④党の全ての組織及び資金調達に関するデータの単一データベースへの統合等が提唱された。そのほか、第 4 項目には、「透明性と信頼の構築」が掲げられ、第 5 項目には、「勝利のための準備」として、党首選挙、次期総選挙の候補者選定及び政策綱領等の検討の実施時期等が示された。⁽⁵⁸⁾

以上のように、自由党は、2011 年総選挙の反省から改革の方向性を打ち出した。そして、関心は、そのかじ取りを誰が担うのかという問題に移ったのである。

⁽⁵⁵⁾ 対象となる個人の、性別、年齢、居住地、職業、嗜好性、生活様式等の詳細なデータの分析を通じて、対象者を様々なグループに細分化し、各グループに対する効率的かつ効果的な戦略を構築する手法を指す。

⁽⁵⁶⁾ Liberal Party of Canada, *op.cit.*(52), p.16.

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, p.24.

⁽⁵⁸⁾ Liberal Party of Canada, *op.cit.*(51), pp.3-8.

2 2013年党首選挙

2013年4月14日に実施された党首選挙の結果は、表7が示すとおり、ジャスティン・トルドーの圧勝であった。トルドーは、1971年生まれで当時41歳であり、1867年から始まる第1議会期以降の自由党党首としては最年少での就任となった。父は、元首相のピエール・トルドー（Pierre Trudeau. 在任期間：1968年4月20日～1979年6月4日、1980年3月3日～1984年6月30日）である。下院議員に初当選したのは2008年10月30日に実施された総選挙においてであり、初当選後約4年半で党首に就任したことになる。

自由党の党首選出手続の詳細は後述するが、有権者による優先順位を付した直接投票で、過半数のポイントを得た候補者が当選者となる仕組みを採用している（V章4参照）。2013年の党首選挙の有権者となったのは、投票日の直前41日間継続して党サポーターである者のうち、投票のための登録手続を完了させた者である。党サポーター制度は、前述のとおり、ロードマップで提唱されたものであるが、2012年1月の定期党大会における党規約改定で正式に導入されていた。規約では党サポーターは、党員であるか、党員以外で党の目的を支持し、通常カナダ国内に居住し、他の連邦レベルの政党の党員でない18歳以上の者であって、所定の登録を済ませたものと定められた。なお、前回の2009年の党首選挙では、党員による直接投票ではなく、党員により選挙された代議員による間接投票であった。党サポーター制度の導入に伴い、党首選出手続もより開かれた直接的な制度へと改定されたのである。⁽⁵⁹⁾

2013年の党首選挙の有権者は、表7のとおり、12万7261人であったが、これは投票のための登録手続を完了させた者の数であり、党サポーターになるための登録申請を行った者は、約30万人に上ったとされる⁽⁶⁰⁾。約4割の党サポーターしか有権者にならなかった点で課題は残ったが、党首選挙候補者に対する個人献金者数は飛躍的に増加した⁽⁶¹⁾。過去の党首選挙とは、候補者数（撤退した者も含む）等が異なり、単純には比較できないが、2006年選挙が9,750人（候補者数は11人、うち3人が撤退）、2009年選挙が3,306人（候補者数は3人、うち2人が撤退）であったのに対して、2013年選挙は2万869人（候補者数は9人、うち3人が撤退）であった。候補者別に見ると、トルドーに対する個人献金者数及び献金額が圧倒的である（表8参照）。また、この党首選挙及び党サポーター制度の導入は、候補者だけではなく自由党に対する個人献金に

(59) 宮畑 前掲注(50), pp.84-85. なお、2009年の党首選挙の具体的な手続は以下のとおりである。党首は全国党首選挙大会にて代議員により選出される。代議員は、役職指定の代議員と、党選挙区協会等から選出された一般代議員とで構成される。後者は、各機関の代議員選出集会で選挙される。この集会において有権者は、代議員選挙の際に党首選挙立候補者の選好も付して投票する。全国党首選挙大会の第1回投票において、一般代議員の投票先は、代議員選出集会での選好投票における各候補者の得票率に比例してあらかじめ定められている。一方、役職指定の代議員は自らの意思に従って投票することができる。第1回投票において過半数を得た候補者が党首に選出される。該当者がいない場合、第2回投票が行われるが、この投票では、全代議員が自らの意思に従って投票できる。過半数を得る候補者が現れるまで投票が続けられる。

(60) 党サポーターになるための登録の受付は、2012年5月2日から始まったが、1年後、その数は29万4002人となったことが発表されている。“One year and 294,002 supporters later,” May 2, 2013. Liberal Party of Canada website <<http://www.liberal.ca:80/newsroom/blog/one-year-294002-supporters-later/>>

(61) 選挙法は、党首選挙の立候補者の登録及び財務管理について規定を設けている（第478～478.97条）。これに従って、登録政党は、党首選挙を実施する場合、その開始日と終了日を連邦選挙庁長官に届け出なければならず、当該党首選挙の候補者は、連邦選挙庁長官に登録申請を行わなければならない。また、各候補者の会計責任者は、当該党首選挙の選挙運動に係る収支（個人献金の総額、個人献金者数等を含む）について、連邦選挙庁長官に報告書を提出しなければならない。なお、各候補者の選挙費用に係る剰余金については、当該党首選挙を実施した登録政党に移転される。

も少なからぬ影響を与え、2013年の自由党に対する個人献金者数は、前年比で約60%増加した(図1参照)。

こうして、改革の一環として新たに導入した党サポーター制度及び党首選出方法は、一定の成果を上げた。そして、更なる党改革のかじ取りは、ジャスティン・トルドーが担うことになったのである。

表7 2013年自由党党首選挙結果

候補者名	得票数	得票率	獲得ポイント	獲得ポイント率
ジャスティン・トルドー	81,389	78.8%	24,668	80.1%
ジョイス・マレー	12,148	11.8%	3,130	10.2%
マーサ・ホール・フィンドレー	6,585	6.4%	1,760	5.7%
マーティン・コーション	1,630	1.6%	815	2.6%
デボラ・コイン	833	0.8%	214	0.7%
カレン・マクリモン	757	0.7%	210	0.7%
無効票 (A)	1,210		—	
投票数 (B) / ポイント総数	104,552	(B) - (A): 100%	30,800	100%
有権者数	127,261		投票率	82.2%

(注) 獲得ポイントは、小数点以下を切り捨てているため、各候補者の獲得ポイントとポイント総数が一致しない。また、得票率及び獲得ポイント率は、適宜、四捨五入している。

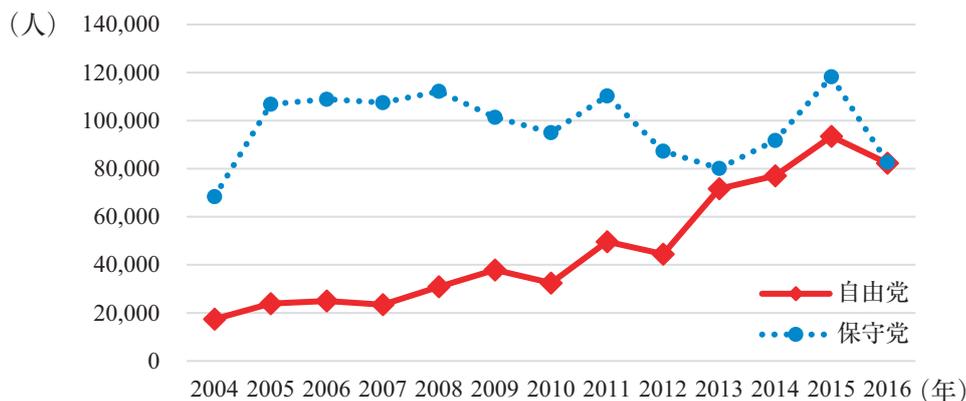
(出典) Andrea Janus, "Trudeau wins Liberal Party leadership in landslide," *CTV News*, April 14, 2013. <<http://www.ctvnews.ca/politics/trudeau-wins-liberal-party-leadership-in-landslide-1.1237256>>; Les Whittington and Bruce Campion-Smith, "The crucial next step for Trudeau The voting: Must make party into competitive, well-oiled machine in 18 months," *Toronto Star*, April 15, 2013 等を基に筆者作成。

表8 2013年自由党党首選挙の候補者に対する個人献金

候補者名	献金者数 (人)	献金額 (カナダドル)
ジャスティン・トルドー	12,870	2,017,975
ジョイス・マレー	2,537	288,165
マーサ・ホール・フィンドレー	1,696	251,163
マーティン・コーション	364	221,998
デボラ・コイン	544	44,219
カレン・マクリモン	491	58,693
マルク・ガルノー (撤退)	1,660	297,091
ジョージ・タカック (撤退)	384	178,448
デーヴィッド・バーチ (撤退)	323	93,776

(出典) Elections Canada website <<http://www.elections.ca>> を基に筆者作成。

図1 自由党及び保守党に対する個人献金者数の推移 (2004~2016年)



(出典) Elections Canada website <<http://www.elections.ca>> を基に筆者作成。

IV トルドーによる自由党の再建

1 「チーム・トルドー」の形成

トルドーは、党首に就任すると、即座に主要な課題に取り掛かった。しかし、2011年総選挙の結果、第3党に転落した自由党には、その党首を支える党首室や自由党の全国コアス調査室である自由党調査局への補助額が大幅に減少しており、これはスタッフ数にも直結した。総選挙を半年後に控えた2015年4月時点においても、党首及びコアスを支えるスタッフは30人程度だと報じられた⁽⁶²⁾。これら比較的少数のスタッフと外部からの新たなリクルートによっていわゆる「チーム・トルドー」が形成されていった。

チーム・トルドーの組織運営は、水平的で柔軟性の高いものであったようである⁽⁶³⁾。したがって、各スタッフの役割分担は必ずしも明確でないが、特に党の再建を主導した有力なスタッフとしては、ジェラルド・バッツ (Gerald Butts)、ケイティ・テルフォード (Katie Telford)、ジェレミー・ブロードハースト (Jeremy Broadhurst)、サイラス・リポーター (Cyrus Reporter) が挙げられる⁽⁶⁴⁾。バッツは、上級戦略担当として、政策立案、討論及び演説の準備、日々のブリーフィング等を担当し、トルドーの政治的なアイデンティティや議題設定に大きな影響力を持ったとされる。テルフォードは、全国キャンペーン共同委員長として、キャンペーン組織全体の監督を担当し、組織的な問題に従事したが、党の政策やコミュニケーションに関わる議論にも大きな影響力を持った。バッツがトルドーと有権者の感情的な結び付きを重視したのに対し、テルフォードはデータと結果を重視する意思決定を好んだとされる。ブロードハーストは、暫定党首のレイの首席スタッフを務めたベテランで、党全国ディレクターとして、テルフォードのいわば副司令官として党組織再建の中心的な担い手となった。リポーターは、クレティエン首相の下で閣僚を歴任したアラン・ロック (Allan Rock) の首席スタッフを務め、また、2006年総選挙において自由党選挙運動本部のトップを務めたという豊富な経験を生かし、首席スタッフとしてトルドーを支えた。⁽⁶⁵⁾

2 資金調達及びコミュニケーション戦略の現代化

自由党再建の最優先事項は、政治資金制度の変化に対応した資金調達の向上であり、保守党に大きく遅れていたコミュニケーション戦略の改善であった。いずれも有権者に関するデータベースの効果的な利活用を前提とするものであった。データベースについて、自由党は、2008年総選挙の直後、米民主党と関係の深いIT企業であるNGP VANと協議し、米国の2008年

⁽⁶²⁾ Laura Ryckewaert, “Team Trudeau: A look at Liberal research bureau and leader’s office staff,” *Hill Times*, April 17, 2015. <<https://www.hilltimes.com/2015/04/17/team-trudeau-a-look-at-liberal-research-bureau-and-leaders-office-staff/31825>>

⁽⁶³⁾ 例えば、次の文献は、首相就任後のトルドーによる首相官邸の組織運営について述べられたもので、水平的で柔軟性の高い組織運営を指摘したものであるが、同時に、これは野党時代にも見られた手法であると指摘している。“All Pearson, no Pierre: Inside Trudeau’s inner circle.” *Globe and Mail* website <<https://beta.theglobeandmail.com/news/politics/inside-trudeaus-inner-circle/article28079401/?ref=http://www.theglobeandmail.com&>>

⁽⁶⁴⁾ Brooke Jeffrey, “Back to the Future: The Resurgent Liberals,” Pammatt and Dornan, eds., *op.cit.*(27), pp.62-63.

⁽⁶⁵⁾ 各スタッフについては、主に次の文献を参照した。Daniel Leblanc, “Inside Justin Trudeau’s war room,” *Globe and Mail*, March 1, 2013. <<https://beta.theglobeandmail.com/news/national/inside-justin-trudeaus-war-room/article9242414/?ref=http://www.theglobeandmail.com&>>; Ryckewaert, *op.cit.*(62); “All Pearson, no Pierre: Inside Trudeau’s inner circle,” *op.cit.*(63)

大統領選挙の際に民主党が使用したデータベース VoteBuilder を基に、「リベラリスト」と呼ばれる新たなデータベースを開発した⁽⁶⁶⁾。これはキャンペーン従事者がカナダ中からアクセスし、党本部に蓄積、保護されている有権者ファイル及びキャンペーン管理ツールを利用することを可能にするダウンロード可能なアプリを備えたものである⁽⁶⁷⁾。当初、有権者情報のデータ投入は遅々として進まなかったが、2011年総選挙後、詳細かつ包括的な情報の投入へと大きく前進し、2015年総選挙においては、2011年総選挙と比較して3倍のデータが投入されたと言われている。

投入されたデータの分析については、統計とコンピュータ・モデリングの専門家であるシヨン・ウィルトシャー (Sean Wiltshire) を、初代の分析ディレクターとして迎えた。また、元アルバータ自由党のブロガーで世論調査会社 Pollara の職員であるダン・アーノルド (Dan Arnold) を党専従の世論調査専門家として採用した。ウィルトシャーとアーノルドは、共同してキャンペーンチームに重要な情報を提供し、2015年総選挙の選挙令状発行 (2015年8月2日) の数か月前に開かれたチーム・トルドー候補者カレッジを通じて、個々の自由党候補者にアドバイスを行った。また、選挙区において実際に活動するボランティアがデータを効果的に利用できるよう訓練を行う必要性から、自由党本部にボランティア動員ディレクターという新ポストを設け、同ポストには、カナダの主要な音楽フェスティバルの一つであるポップ・モントリオールのコーディネーターであるヒラリー・レフティック (Hilary Leftick) を起用した。レフティックの下で、全国で急速にボランティアが組織化され、選挙令状が発行される頃には、8万人のボランティアが活動していたと言われる。戸別訪問と電話勧誘は、380万回に上り、うち110万回について自由党に投票するとの発言を得たと言われている。⁽⁶⁸⁾

また、「リベラリスト」は、有権者に送付する手紙の打ち出しや電子メールの送付を行う機能を有しており、資金調達の上昇に重要な役割を果たしたとされる。カナダにおいては、電子メールによるコミュニケーションは、敵対者が検知して反撃することが難しいステルス戦略キャンペーンの重要な要素であるとされ⁽⁶⁹⁾、ソーシャル・メディアが隆盛する時代においても、支持者動員のほか、特に資金調達の有力な手段だとみなされているのである⁽⁷⁰⁾。

トルドーの党首就任後、自由党の資金調達の責任者となったのは、2013年党首選挙においてトルドーの資金調達を担当したスティーヴン・ブロンフマン (Stephen Bronfman) である。ブロンフマンは、資金調達に関して、トルドー個人の資質としての「売行き良さ」を指摘する一方、オンライン献金を成長分野とし、特に若者の小口献金を開拓することの重要性を指摘し、これを若い世代との接点を作る一手段と位置付けた⁽⁷¹⁾。実際に、保守党が支持者に求める献金額を15~45カナダドルに設定していたのに対し、自由党は最小献金額を3カナダドルとした。この

(66) 以下、リベラリストについては、次の文献を参照した。Steve Patten, “Databases, Microtargeting, and the Permanent Campaign: A Threat to Democracy?” Marland et al., eds., *op.cit.*(36), pp.54-58.

(67) なお、リベラリストには、キャンペーンの中で異なる地位に就く者が、その地位と役割に応じたツールにのみアクセスできるように、複数のアカウントレベルが設定された。

(68) Jeffrey, *op.cit.*(64), p.65.

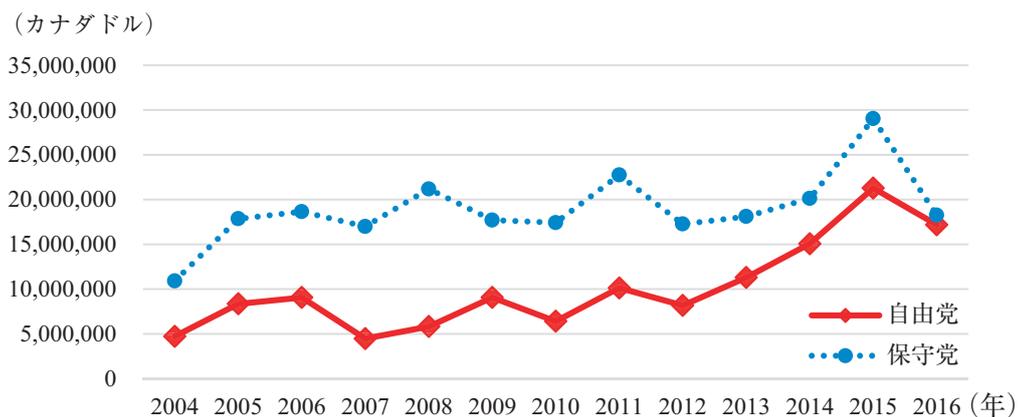
(69) Marland and Mathews, *op.cit.*(36), p.87.

(70) Thierry Giasson and Tamara A. Small, “Online, All the Time: The Strategic Objectives of Canadian Opposition Parties,” Marland et al., eds., *op.cit.*(36), p.115.

(71) Jane Taber, “Trudeau taps millionaire Stephen Bronfman to help fill Liberals’ war chest,” *Globe and Mail*, August 28, 2013. <<https://beta.theglobeandmail.com/news/politics/stephen-bronfman-to-lead-trudeaus-fundraising-campaign/article13999238/?ref=http://www.theglobeandmail.com&>>

設定額について、党全国ディレクターのブロードハーストは、「我々は、人は一度献金をすると、時に再度献金したり、党员になったり、党の開放的な候補者選定過程や党のためのボランティア活動に参加したりと、より深く党に参加していく可能性がかなり高くなることを見てきた」とし、「もし、我々が最初の（献金の）要求を高く設定し過ぎれば、このような継続的な参加を、それが始まる以前に失うことすらあり得るのだ」と述べている⁽⁷²⁾。このような取組の結果、当初は保守党に大差をつけられていた個人献金者数及びその献金額は、次第に肉薄するようになり、党財政は改善していった（図1及び図2参照）。

図2 自由党及び保守党の個人献金額の推移（2004～2016年）



(出典) Elections Canada website <<http://www.elections.ca>> を基に筆者作成。

3 候補者の選定

自由党の候補者選定（現行手続の詳細はV章5参照）は、現職下院議員が少ないにもかかわらず、比較的スムーズに進み、選挙令状の発効日には既に294人の公認候補が決まっていた（保守党は291人、新民主党は253人であった）。ただし、幾つかの事例では、チーム・トルドーが選挙区における候補者選定過程に介入したこと（選挙区の意向に反する、地縁のない候補者や保守党離党者の公認等）によって、党内に不和を生じたこともあった。また、党の候補者審査を経た候補者に、過去のソーシャル・メディア上での問題が浮上する事例もあり、候補者選定上の新たな課題として次期総選挙までに対処する必要性が指摘された。⁽⁷³⁾

候補者選定に関して、チーム・トルドーが行った決定の一つは、下院議員候補者の世代交代であり、2015年総選挙における自由党の公認候補の多くは、家族を持つ若い企業家や専門家であった⁽⁷⁴⁾。また、自由党は、ダイバーシティ⁽⁷⁵⁾の確保にも配慮した。全選挙区に擁立された計338人の公認候補のうち、18人（5%）は先住民であり、48人（14%）はヴィジブル・マイノリ

(72) Joan Bryden, “Political parties in a fundraising frenzy as year draws to a close,” *CBC News*, December 30, 2014. <<http://www.cbc.ca/news/politics/political-parties-in-a-fundraising-frenzy-as-year-draws-to-a-close-1.2886299>>

(73) Jeffrey, *op.cit.*(64), pp.68-69.

(74) *ibid.*, p.66.

(75) ダイバーシティとは、「従来の組織のスタンダードに捉われず、様々な属性に基づく多様性を尊重し、受け入れ、価値・発想を取り入れることで、組織の成長につなげようとする」とを指し、「[様々な属性]の代表的な類型として、性別、国籍、人種、年齢、宗教、障害の有無、性的指向、学歴、雇用形態などが挙げられ」る。坂田和光「ダイバーシティ概論」『ダイバーシティ（多様性）社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料2016-3）国立国会図書館，2017，p.1. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10310072_po_20170202.pdf?contentNo=1>

ティー⁽⁷⁶⁾又は移民第1世代であった。ただし、女性候補者については、105人(31%)であり、全選挙区に候補者を擁立した政党のうち、保守党(65人(19%))よりは多かったものの、新民主党(145人(43%))や緑の党(135人(40%))には及ばなかった。一方で、政策綱領には、公約としてトルドー内閣の閣僚数を男女同数にすることが掲げられた⁽⁷⁷⁾(これは、首相就任後の組閣において実現した)。

候補者が確定すると、自由党は、党のウェブサイトにおいて、候補者の属性のほか、経歴についても候補者を分類し、例えば、候補者のうち111人(32%)はビジネスマン又は企業家で、23人(6%)は退役軍人又は警察官、72人(21%)は大学教授又は教員というように有権者に明示するよう努めた。これは、保守党との違いを示すこと以外に、予想される保守党からの攻撃に反撃する意図があったとされる。つまり、国政や地方政治レベルの議員経験者という分類を用意し、その数が候補者の3分の1(112人)に上ることを示すことで、2011年総選挙の大敗のために現職下院議員の候補者が少なく、政治経験の乏しい議員が多くを占める政党であるとの批判をかわそうとしたのである。⁽⁷⁸⁾

4 政策の作成と提示

トルドーは、重要な政策分野でありながら、弱点と見られていた経済政策及び外交安全保障政策について、各々、経済諮問会議、国際問題諮問会議の設置を準備し、2013年9月に議長を、2014年12月に構成員を発表した。経済諮問会議は、カナダ全国紙グローブ・アンド・メールの副編集長、経済紙フィナンシャル・タイムズの編集長、大手情報企業トムソン・ロイターの総合監修等を歴任した著名な経済評論家であるクリスティア・フリーランド(Christia Freeland、2013年11月から下院議員)と下院議員6期目で下院財政委員会の副委員長を務めるスコット・ブリソン(Scott Brison)が共同議長に就き、その他、下院議員3人と非議員の専門家等12人の計17人で構成された。国際問題諮問会議は、元宇宙飛行士で自由党の下院院内総務を務め、2013年党首選挙の有力候補ながら、撤退してトルドーの支持に回ったマルク・ガルノー(Marc Garneau)と元カナダ陸軍中將のアンドリュー・レスリー(Andrew Leslie)が共同議長に就き、その他、下院議員4人と非議員の専門家等8人の計14人で構成された。⁽⁷⁹⁾

トルドーは、上記諮問会議のほか、政策綱領の作成のために、コーカス構成員、下院選挙候補者及び外部専門家から成る様々な政策委員会を設置したが、その調整役となったのは、元党

(76) ヴィジブル・マイノリティーは、雇用均等法(Employment Equity Act(S.C. 1995, c. 44))第3条で「先住民族を除く、非白人系人種または肌の色が白くない人々」と定義され、黒人やフィリピン系、日系、ラテン・アメリカ系、アラブ系などを指す。下村雄紀「ヴィジブル・マイノリティー(Visible Minorities)」2014.9.19. 日本カナダ学会ウェブサイト <<http://jac.s.jp/dictionary/dictionary-a/09/19/491/>>

(77) Liberal Party of Canada, *Real Change: A New Plan For a Strong Middle Class*, 2015. <<https://www.liberal.ca/wp-content/uploads/2015/10/New-plan-for-a-strong-middle-class.pdf>>

(78) Jeffrey, *op.cit.*(64), p.67.

(79) Andrea Janus, “Trudeau appoints Liberal candidate to economic advisory committee,” *CTV News*, September 17, 2013. <<http://www.ctvnews.ca/politics/trudeau-appoints-liberal-candidate-to-economic-advisory-committee-1.1458714>>; “Liberals Unveil Co-Chairs of International Affairs Council of Advisors,” September 18, 2013. Liberal Party of Canada website <<https://www.liberal.ca/liberals-unveil-cochairs-international-affairs-council-advisors/>>; “Liberals unveil membership of Economic Council of Advisors,” December 16, 2014. *ibid.* <<https://www.liberal.ca/liberals-unveil-membership-of-economic-council-of-advisors/>>; “Liberals unveil membership of International Affairs Council of Advisors,” December 17, 2014. *ibid.* <<https://www.liberal.ca/liberals-unveil-membership-of-international-affairs-council-of-advisors/>>; Jeffrey, *ibid.*, pp.66-67.

首ステファン・ディオ（Stéphane Dion）及び前党首イグナティエフの政策顧問で、自由党調査局長を務めたマイク・マクネア（Mike Mcnair）である。一方、政策に関する党員との協議は、党のウェブサイトを通じて行われた。これにより、政策担当者は、党員に党の政策議論に参加しているという帰属意識を与えつつ、政策の選好や優先順位に関する重要な情報を得た。しかし、政策綱領の作成作業自体は、チーム・トルドーによって非公開で進められ、完全版が正式に発表されたのは選挙期日の2週間前の2015年10月5日であった。⁽⁸⁰⁾

2015年総選挙は、選挙令状の発行から選挙期日まで78日という異例の長期にわたった。ハーパー保守党政権が長期選挙を選択した背景には、新民主党が議席の過半数を得ると予想されていた当時の情勢下で局面の打開を目指す意図があった⁽⁸¹⁾とも、選挙期間が長くなれば当該選挙における支出限度額が増額されるため、財政的に優位に立つ保守党を利する意図があった⁽⁸²⁾とも指摘されている。保守党政権の意図がいずれであったにせよ、長期選挙は、争点を次々に浮上させる結果となり、2013年の発党以降、繰り返し報道された上院議員の経費不正受給問題、溺死したシリア移民幼児の写真でクローズアップされた難民問題、移民の市民宣誓の際のベール着用をめぐる問題等、各党——特に党首——は、政策綱領が完成する前から、その時々には瞬時に対応を迫られることになった⁽⁸³⁾。保守党や新民主党が対応に失敗するなか⁽⁸⁴⁾、巧みに対処したのはトルドーであった。トルドーとチーム・トルドーは、政策綱領だけではなく、党首の演説や討論においても、公正、機会の均等、ダイバーシティの尊重といった自由党の理念を明確にした⁽⁸⁵⁾。政策綱領は、『真の変化—強い中間層のための新プラン—』（*Real Change: A New Plan For a Strong Middle Class*）というタイトルのおおりに、中間層に向けた公約になっており、高所得世帯への児童手当の廃止とその他の世帯への当該手当の増額、若者の雇用拡大、社会インフラの整備拡大、中間層に対する所得税減税と富裕層に対する増税等が掲げられ、最初の3年の予算における財政赤字は許容し、4年目の予算のみ収支を均衡させると主張した⁽⁸⁶⁾。これらの政策は、左派の主張の一部を取り込んだものであった。一方、左派政党である新民主党は、好調な世論調査結果を背景に、更なる中道票の獲得を目指して政策を中道寄りにシフトさせ、財政規律を強調した結果、反ハーパー票や左派票を失うことになった。自由党は、その受け皿になることに成功したのである。2015年総選挙の結果は、表1に示したとおりであり、自由党は、過半数の議席を得て、政権に返り咲いた。

V 2015年総選挙後の党組織—党費徴収なき政党—

自由党は、総選挙後も党の組織改革を継続させた。その成果の一つが、2016年5月28日に

⁽⁸⁰⁾ Jeffrey, *ibid.*, p.70; Leslie Young, “What you need to know about the Liberal election platform,” *Global News*, October 5, 2015. <<https://globalnews.ca/news/2259367/what-you-need-to-know-about-the-liberal-election-platform/>>

⁽⁸¹⁾ 清滝 前掲注(6), p.24.

⁽⁸²⁾ ハーパー政権は、2014年に公正選挙法（Fair Elections Act (S.C. 2014, c. 12)）を制定し、選挙期間が37日を超える場合に、支出限度額を1日当たり当該限度額の37分の1増額することを可能にした。Massicotte, *op.cit.*(27), p.188.

⁽⁸³⁾ 清滝 前掲注(6), p.23.

⁽⁸⁴⁾ 例えば、保守党は難民及び移民に厳しい態度が批判され、逆に、新民主党はベール着用の権利を強調し過ぎて、政教分離支持者の多いケベック州（前回総選挙の躍進は、同州での圧勝が大きな要因であった。）で支持が後退した。陶山 前掲注(6), p.74; 清滝 同上, pp.24-25.

⁽⁸⁵⁾ Jeffrey, *op.cit.*(64), p.83.

⁽⁸⁶⁾ Liberal Party of Canada, *op.cit.*(77)を参照。

ウィニペグで開催された党大会において了承された党規約の改定である。この党規約改定は、自由党を、閉鎖的なクラブから幅広く開かれた政治運動へと転換させることを意図して行われた⁽⁸⁷⁾。その象徴として注目されたのは、党員制度の改定である。党費の納入を求められる党員及び自由党支持者として登録した党員以外の者から成る党サポーター制度を改め、党費納入党員というカテゴリーを廃止し、自由党支持者として登録手続を済ませた者は、党費の納入を求められることなく、「登録リベラル」(Registered Liberals)として党の意思決定を始めとする諸活動に参加できる制度を導入したのである。そのほか、今回の党規約改定では、党規約の簡素化も行われた。従来の連邦レベルの規約は81ページであったが、これが17ページに削減された。加えて、各州・準州レベルの支部や青年委員会、女性委員会等の各委員会が独自の規約(計18本)を有していたが、これを廃止して連邦レベルの規約に集約された。これは党の執行部である全国役員会⁽⁸⁸⁾の行動に、より柔軟性を与えるものと解されている⁽⁸⁹⁾。また、登録リベラルの登録申請の全国事務局への集約や州・準州役員会による資産及び金銭の保有、寄附の収受、支出、契約の締結、人員の雇用等の禁止等が盛り込まれたことも執行部への権限集中につながる要素である。

この章では、自由党の登録リベラル制度に焦点を当て、まず、登録リベラルの要件及び登録手続を確認し、次に登録リベラルの主な権利として認められている党大会及び政策決定過程への参加並びに党首選挙及び候補者選定過程への参加に関する手続を紹介する。

1 登録リベラル

登録リベラルであるための要件は、①14歳以上、②党が掲げる諸目的を支持すること、③カナダに在住していること(海外在住のカナダ人の場合は選挙法に基づく選挙人の資格を有すること)、④カナダの他の連邦レベルの政党の党員ではないこと、⑤登録リベラルとして登録される期間、自由党以外の下院議員候補者になる意思を宣言していないことである⁽⁹⁰⁾。登録の申請は、全国事務局に集約され、審査される。登録期間は、当該登録リベラルの有効登録日から3年間であり、登録期限(30日前までに通知される。)の前に更新手続を行えば、継続して登録リベラルとなることが可能である。ただし、当該登録リベラルが、自由党が設立した「勝利基金」(Victory Fund)

⁽⁸⁷⁾ Joan Bryden, “Justin Trudeau pushing for new membership rules for Liberal Party of Canada,” *CBC news*, April 3, 2016. <<http://www.cbc.ca/news/canada/nova-scotia/justin-trudeau-liberal-party-constitution-1.3518543>>

⁽⁸⁸⁾ 全国役員会の構成員は、①党首、②党議長、③英語話者及び仏語話者各1人の党副議長、④政策担当書記、⑤党務担当書記、⑥前議長、⑦コーカスの代表1人、⑧各州・準州の代表1人、⑨全国役員会が設置した各委員会の代表1人である。上記以外に、投票権を有しない構成員として、党全国ディレクター、財務責任者、首席代理人の代理1人、党首の代理1人、歳入委員長1人、全国キャンペーン委員会委員長上限2人、憲法法律顧問2人がいる。今回の党規約改定で、②から⑤までの役職(党正副議長、政策担当書記及び党務担当書記)については、おおむね2年ごとに開かれる全国党大会への参加登録を済ませた登録リベラルによる秘密投票で選出されることになった(改定前は、全国党大会の代議員による投票で選出した)。②から⑤までの役職の任期は、次期党大会までであり、連続3選禁止である。なお、全国役員会は、役員の内規並びに内規及び全国キャンペーン規則の改定を除く全ての権限の行使を、全国運営委員会に委ねることができる。

⁽⁸⁹⁾ Bryden, *op.cit.*⁽⁸⁷⁾

⁽⁹⁰⁾ この章の党組織に関する規定は、特に断りのない限り、カナダ自由党の規約である *Liberal Party of Canada, Constitution of the Liberal Party of Canada*, as adopted at the Biennial Convention on May 28, 2016. <<https://www.liberal.ca/wp-content/uploads/2016/07/constitution-en.pdf>> 及び関連内規を参照した。なお、党規約の改定には、党大会において、後述する登録リベラルの3分の2以上の賛成が必要となる。改定の発議は、党首、全国運営委員会、全国役員会、各州・準州役員会又は各委員会が行う。

等に対して毎月献金を行っている場合は、自動的に登録が更新される。

登録リベラルになると、①党からのニューズレター、情報及び選挙区協会の総会等の活動に関する通知の受取、②所属する選挙区協会の総会、登録している委員会等における出席、発言及び投票、③所属する選挙区協会以外の選挙区協会の総会における出席及び発言、④党大会等の全国レベルの会合、所属する州・準州役員会における出席、発言及び投票、⑤党首選挙及び党首信任投票における投票、⑥全国役員会を始めとする各レベルの役員会及び委員会等が与える権利の行使が可能になる。

2 党大会

今回の党規約改定において、自由党の党大会（全国党大会、各州・準州党大会の総称）は、従来の代議制を放棄した。つまり、党大会の代議員を選出するのではなく、全ての登録リベラルに党大会への参加登録を認めたのである。ただし、党大会への参加登録には、全国役員会の定めた登録費の支払が必要となる。党規約改定前にも登録費を支払って党大会の代議員になる制度はあったが、あくまで補完的なものであり、これとは別に、役職指定の代議員、選挙区協会から選出される代議員が存在した。党議長（党規約改定前の全国議長に相当する役職）のアナ・ゲイニー（Anna Gainey）は、党大会の代議員を選挙区ごとに選出する煩雑な過程に時間とエネルギーを費やすのは無駄だとする一方で、党大会は、参加に興味のある全ての自由党支持者に対して開かれるべきだとしている⁽⁹¹⁾。以下、全国党大会の概要を示す。

全国党大会は、おおむね2年に1度開催されるが、いかなる場合であっても前回の全国党大会から3年以内に開催しなければならない。全国党大会は、一部の全国役員会構成員の選出のほか、政策案件の処理、内規の承認等を行う。なお、全国党大会は、党規約改定前の規定では「党の最高権威」と位置付けられていたが、新規約では当該規定は存在しない。

2018年4月19日から21日までハリファックスで開催予定の全国党大会における登録費については、2017年11月現在、一般参加者は449カナダドル（2018年1月31日までに登録した場合は、早期登録割引が適用され、349カナダドルになる。）、勝利基金献金者は349カナダドル（早期登録割引は適用外）、若者⁽⁹²⁾は195カナダドル（早期登録割引適用で95カナダドル）、先住民は195ドル（早期登録割引は適用外）、投票権を持たないオブザーバー参加（登録リベラル以外の参加も可能）の場合は1,565カナダドル（早期登録割引は適用外）である。上記登録費について、自由党は、過去数十年で最も低額な登録費だとしている⁽⁹³⁾。なお、登録費は、選挙法上、自由党に対する個人献金として扱われ、税額控除の対象となる。

3 政策作成過程

ここでは、2018年4月の全国党大会及び2019年10月に実施予定の総選挙に向けた政策作成過程について述べる⁽⁹⁴⁾。

(91) Bryden, *op.cit.*(87)

(92) 旧党規約は、「若者」(youth)を14歳以上26歳未満と定めていたが、現行の党規約には関連規定がない。

(93) “2018 Convention.” 2018 Liberal National Convention website <<https://2018.liberal.ca/2018-convention/>>

(94) 政策作成過程に関する記述は、党規約及び関連内規のほか、次の文献を参照した。Liberal Party of Canada, *LPC Policy Development Guidelines*, March 2017. <<https://www.liberal.ca/wp-content/uploads/2017/03/LPC-Policy-Development-Guidelines.pdf>>

州・準州役員会、全国役員会が設置した各委員会（以下「設置委員会」という。）及び全国コーカス（以下これらの機関を「議案提出機関」という。）は、2017年4月から政策作成に着手し、各々、上限6本（ただし、3つの準州の州・準州役員会については、3準州で計6本）の政策議案を同年11月27日までに全国政策委員会⁽⁹⁵⁾に提出する。この段階での政策議案は、計96本が想定されている。

議案提出機関は、各々が提出した6本の政策議案に優先順位を付け、上位3本を特定する。この間、議案提出機関が複数の類似する提案を1つに統合したい場合は、当該機関の管理組織が代表者を指名し、政策担当書記とともに統合作業を行う。統合された議案は、議案提出機関に所属する登録レベルに提示されなければならない。また、関係する州・準州役員会及び設置委員会執行部の承認を得なければならない。統合作業の期限は、2018年1月7日である。

2018年1月14日に、各議案提出機関から示された上位3本の政策議案（計48本を想定）が、登録レベルからのコメントを得るため、オンラインで掲載される。掲載期間は同年2月14日までであり、この期間内に、登録レベルは、政策議案に対するコメントをオンラインで行う。また、各議案提出機関は、提出した政策議案に関する参考情報のリンクの掲示、オンライン討論の管理等を行う。登録レベルによるコメントの受付終了後、各議案提出機関による修正及び更なる統合作業のための期間（同月28日まで）が設けられる。なお、各政策議案の議案提出機関は随時、当該機関の管理組織の書面による通知によって、提出した政策議案の撤回を行うことができる。

2018年3月4日から18日まで、政策議案に対する登録レベルによるオンライン投票が行われる。結果は、同月26日に公表され、全国党大会における討論の対象となる30の政策議案が決定される。全国党大会では、各政策議案に関する討論に加え、優先順位付け作業が行われ、全国政策綱領委員会⁽⁹⁶⁾に提示する上位15本の政策議案を決定する。全国政策綱領委員会は、次期総選挙における政策綱領の検討のため、政策担当書記を通じて、全国政策委員会から種々の情報提供を受ける。例えば、上記の政策議案作成過程において、2017年11月27日までに全国政策委員会に提出される計96本（想定）の政策議案は、政策担当書記を通じて、全国政策綱領委員会にも送付されることになっている。

以上のとおり、登録レベルには、各政策議案に対するコメントや討論を行う機会、優先順位を決定する投票を行う権利が与えられている。しかし、2018年4月の全国党大会で選定される予定の15本の政策議案のその後の扱いについては、現在のところ、党規約、内規、指針等においては必ずしも明記されていない。ただし、ある政策が全国党大会の政策に関する総会において登録レベルの投票によって承認されていない限り、また、政策綱領が全国政策綱領委員会によって承認されていない限り、登録レベルは、当該政策又は政策綱領を、党の政策又は

⁽⁹⁵⁾ 全国政策委員会は、政策担当書記が委員長となり、各州・準州役員会から政策委員長1人、各設置委員会から政策担当1人、党首又は党首が任命した者及びコーカス議長が任命したコーカスの代表1人により構成される。全国政策委員会の主な任務は、党の諸規範及び現行の政策文書の一貫性を保持するために州・準州及び設置委員会と政策協議及び政策作成プロセスを調整すること、政策作成及び各全国党大会における政策の優先順位付け作業の手続文書を定めること、党ウェブサイトに掲載する現在の党の諸政策を編集し、更新すること等である。全国政策委員会の活動実施状況については、政策担当書記が、毎年、全国役員会及び登録レベルに対して報告を行う。また、全国政策委員会は、全国役員会又は党首の求めに応じ、政策担当書記を通じて報告を行わなければならない。

⁽⁹⁶⁾ 全国政策綱領委員会とは、総選挙の際に、カナダ国民に提示する政策綱領を策定するために、党首が、全国キャンペーン委員長及びコーカス議長と協議の上、設置する機関である。

政策綱領の一部であると表明してはならないとの内規の規定は存在する。

4 党首選出手続

カナダの党首選出手続は、有権者拡大という意味で早くから民主化が進んだ分野である⁽⁹⁷⁾。自由党の現行手続も、2013年に実施された党首選挙で採用された手続と大きな変更点はない。党サポーター制度の廃止に伴い、有権者が党サポーターから登録リベラルに変更された程度である。手続の概要は、以下のとおりである。

党首選挙が実施される要件は、①党首が職務執行不能になった場合又は死亡した場合、②党首が、辞任の意思表示又は党首選挙実施要求を行った場合、③党首信任投票の結果、党首が信任されなかった場合等である。③の党首信任投票とは、党首が首相になることができなかった総選挙の後に初めて開催される全国党大会で、党首を信任するか否かについて登録リベラルが直接投票を行うものである。自由党が政権政党にある場合には、党首の任期に制限はないものの、総選挙で敗北した場合には、その責任が問われることが党内のルールとして定められているのである。党首信任投票における登録リベラルの持ち票は1人1票である。各選挙区には100ポイントずつ配分され、選挙区ごとに有効票における信任票の割合に基づいて、信任のポイントが計算される。各選挙区のポイントを全国集計した信任の総ポイント数が、選挙区数に50を乗じて得られた値に達しない場合、党首は不信任となる。

党首選挙が実施されることになった場合、党議長は、27日以内に全国役員会を招集する。全国役員会において、コーカスとの協議の上、暫定党首を任命し、党首選挙の日程を決定する。また、全国役員会は、党首選挙における供託金の額及び選挙運動における支出の上限額を決定する。

党首選挙への立候補には、本人が登録リベラルであり、かつ、下院議員選挙の被選挙権を有することが必要となる。また、投票日の少なくとも90日前までに、党議長に、登録リベラル300人以上（異なる3つの州又は準州から各々100人以上）が署名した立候補届を提出するとともに、全国役員会が定めた額の供託金を支払わなければならない。

党首選挙における投票は、投票日前の41日間において継続して登録リベラルであり、かつ、全国役員会又は党首選挙投票委員会が定めた登録手続を遵守する者全員による直接投票によって行われる。有権者は候補者に優先順位を付して投票する（1人1票）。

各選挙区には100ポイントずつ配分される。第1回集計においては、選挙区単位で有権者が第1順位に指定した候補者の票を集計し、各候補者に対して得票率に基づいてポイントを配分する。これを全国集計し、過半数のポイントを得た候補者を当選とする。該当する候補者がいない場合は、獲得ポイント数が最下位の候補者を落選とし、その得票を取り崩し、有権者の指定した候補者の順位に従い、次順位の候補者に移譲した上で、各候補者の獲得ポイントを再集計し、過半数を得た候補者を当選とする。この手続は、過半数のポイントを得る候補者が現れるまで繰り返される。

5 候補者選定手続

自由党の下院議員候補者は、原則として、党の予備選挙適格候補者（以下「適格候補者」とい

(97) 宮畑 前掲注(50), pp.80-81.

う。)となった上で、当該選挙区協会の候補者選定集会において、当該選挙区に在住する、投票権を有する登録リベラルによる投票によって選出される⁽⁹⁸⁾。

適格候補者となるには、登録リベラルであること、下院議員選挙の被選挙権を有することに加え、関係する各州・準州キャンペーン委員長が定める期日までに、全国事務局に対する所定の書類の提出や975カナダドルの支払等が必要となる。さらに、現職の下院議員でない場合は、当該選挙区に在住する100人の登録リベラルの署名又は当該選挙区に在住する登録リベラルの15%の署名のうち、どちらか少ない数の署名の提出が課される。

書類等の提出者は、潜在的予備選挙候補者(以下「潜在的候補者」という。)となり、青信号委員会の審査に付される。青信号委員会は、全国キャンペーン委員会⁽⁹⁹⁾の委員長が同委員会の構成員から選任する1人又は2人の委員長及び全国キャンペーン委員長が指名する各州・準州を代表する登録リベラル1人又は2人により構成される。青信号委員会は、構成員の自由裁量で、潜在的候補者が党の候補者としてふさわしいか評価するために必要かつ適切と思われる調査を実施し、また、必要に応じ、潜在的候補者に対して面接を行う。その上で、当該潜在的候補者が党に政治的利益をもたらす人物であるか否かを評価し、この評価を基に、青信号委員会委員長に対して、当該潜在的候補者の適格候補者としての承認に係る勧告を行う。なお、評価の実施に当たっては、最低限、素行調査、負債等の経済状況、倫理的問題、コミュニティに対する貢献、公務への参画経験、党への関与の有無、党の政策及び価値に対する同意の状況が考慮されることになっている。勧告を受けた青信号委員会委員長は、自らの裁量で適格候補者を承認することができる。

各州・準州内で開催される候補者選定集会の日程は、関係する各州・準州キャンペーン委員長が定めるが、全国キャンペーン委員長の同意が必要となる。また、各州・準州キャンペーン委員長は、当該集会の通知期間を13日間から20日間までの間で定め、通知期間の7日前から2日後までの間に、登録リベラルとしての登録期限を設定しなければならない。これらの日程等が示された候補者選定集会の招集通知は、前述の青信号委員会の選考過程を通じて、1人以上の適格候補者が決定するまで、また、当該選挙区協会が選挙法に基づく登録を行うまで(選挙区協会が存在しない場合は選挙法に基づいて適切な集会が開催できる措置が講じられるまで)は行われぬ。同様に、潜在的な女性候補者や当該選挙区の人口構成及び言語構成を反映した候補者の発掘に対する徹底した努力を示す証拠文書の提出等、当該選挙区協会によって十分な人材発掘作業が実施されたことを州・準州キャンペーン委員長が認めるまでは、候補者選定集会の招集通知は行われぬ。

候補者選定集会における予備選挙の有権者は、当該選挙区に在住し、州・準州キャンペーン委員長が設定した期日までに登録リベラルとしての登録を行った者であって、候補者選定集会に出席するもの(遠隔投票が認められる場合を除く)である。なお、同一総選挙のための他の予備選挙で投票した者は、投票することはできない(投票した予備選挙が無効となった場合及び当該予備選挙の当選者が当選を辞退した場合を除く)。

⁽⁹⁸⁾ 候補者選定手続に関する記述は、次の内規を参照したが、暫定的なものと位置付けられている。Liberal Party of Canada, “Interim National Rules for the Selection of Candidates for the Liberal Party of Canada,” September 13, 2016. <<https://www.liberal.ca/wp-content/uploads/2016/11/InterimNationalNominationRules.pdf>>

⁽⁹⁹⁾ 全国キャンペーン委員会の構成は、党首から任命された全国キャンペーン委員長及び登録リベラルから成る。同委員会は、候補者選定、選挙運動、選挙準備等に関する全国規則を定める権限を有する。なお、当該規則は、全国役員会による承認が必要となる。

予備選挙の適格候補者が2人の場合、有権者は、適格候補者のうち1人に投票する。投票数の過半数の票を得た者が当選者となる。得票が同数の場合は、コイントス又は選挙管理人の指示に従って当選者を決定する。適格候補者が3人以上の場合、有権者は、候補者の優先順位を付して投票を行う。有権者が第1順位に指定した候補者の票を集計し、過半数を得た候補者を当選とする。該当する候補者がいない場合は、獲得ポイント数が最下位の候補者を落選とし、その得票を取り崩し、有権者の指定した候補者の順位に従い、次順位の候補者に移譲し、この結果、過半数を得た候補者を当選とする。この手続は、過半数を得る候補者が現れるまで繰り返される。得票が同数の場合は、コイントス、くじ引き又は選挙管理人の指示に従って勝者を決定する。

以上が通常の候補者選定手続の概要であるが、党首には、この手続によることなく公認候補を指名する権限が与えられている⁽¹⁰⁰⁾。ただし、この場合、党首は、事前に州・準州キャンペーン委員長と協議するものとされる（州・準州キャンペーン委員長は当該選挙区協会会長と協議するものとされるが同意を得る必要はない。）。さらに、通常の候補者選定手続が採られた場合でも、党首が、選定された候補者を公認候補者として擁立しない意思を書面にて宣言すれば、当該候補者は即座に撤退しなければならない。

おわりに

「私たちの選挙区でこのような数字は見たことがない」。2017年1月、オタワ・バニエ選挙区の補欠選挙に係る自由党の予備選挙に臨むモナ・フォーティア (Mona Fortier) は、このように記者に語った⁽¹⁰¹⁾。フォーティアが驚いたのは、オタワ・バニエの自由党選挙区協会の登録リベラルが、候補者選定開始前の約8倍になったからである。補欠選挙の有権者が約86,000人の選挙区で、約7,500人が予備選挙の投票権を得ることになったのである。オタワ・バニエ選挙区が、1935年の設置以来、自由党が議席を保持している安全選挙区であることを差し引いても、「党費徴収なき政党」は、さい先の良いスタートを切ったと言える。

なぜ党費を不要とするのか。これは、V章で述べたとおり、自由党を閉鎖的なクラブから幅広く開かれた政治運動へ転換することを意図したものである。IV章で紹介した、当時の党全国ディレクターであるブロードハーストの、人々を党に関与させなければ、最初に求める献金額は低く設定すべきであるという主旨の発言を究極の形で実現したのものである。また、究極の形を提示して耳目を集めるという意味で、これもまたキャンペーン戦略の一つと見ることもできるであろう。

しかし、別の見方もある。それは、登録リベラル制度は、登録リベラルの個人データの収集に主眼を置くものだというものである⁽¹⁰²⁾。自由党が有権者に関するデータベースの構築に注

⁽¹⁰⁰⁾ 緊急を要する事情を全国キャンペーン委員長が認めたとときも、通常の候補者選定手続は採用されない。なお、この場合に党首が候補者を指名するときは、州・準州キャンペーン委員長との協議は不要となる。

⁽¹⁰¹⁾ Abbas Rana, "Free Liberal memberships attract thousands of new members ahead of hotly-contested Ottawa-Vanier nomination," *Hill Times*, January 30, 2017. <<https://www.hilltimes.com/2017/01/30/liberal-candidates-seeking-nomination-ottawa-vanier-focussed-get-vote-effort-feb-5-contest/93946>>

⁽¹⁰²⁾ Tasha Kheiriddin, "Free Liberal memberships! (Conditions may apply.): The Liberals want your money - but they want your data even more," *iPolitics*, May 30, 2016. <<http://ipolitics.ca/2016/05/30/free-liberal-memberships-some-conditions-may-apply/>>

力したのは、IV章で述べたとおりである。カナダ政治において、データに基づくマイクロ・ターゲティングの普及とその重要性は増している。単純小選挙区制という選挙制度が、これを誘発し、促進している側面がある。限られた資源は安全選挙区よりも接戦選挙区に投じるのが合理的であるが、接戦選挙区においては、浮動票層の重要性が高くなる。たとえ浮動票層が少数であっても、その投票行動が勝利の鍵となる場合は、むしろ多数の固定的支持層よりも重要となる。そのため、勝利のために、時として、より多くの有権者に支持される政策ではなく、いわゆる「ブティック政策」(boutique policy)——特定分野に特化した小規模な政策——が提示されることになる。自由党が政策綱領に掲げた、教員による学校教育用品の年間上限 1,000 カナダドルの私費購入について、最大 150 カナダドルを現金給付するという公約は、その典型例である⁽¹⁰³⁾。こうして、カナダの政党は、キャッチ・オール政党 (Catch-all Party)⁽¹⁰⁴⁾ というよりも、むしろキャッチ・イナフ (Catch-enough) とも言うべき政治への傾向が指摘されている⁽¹⁰⁵⁾。これにより、様々な利益の集約や幅広い合意形成への関心が薄れ、結果として社会や政治の分裂及び断片化が促進することで、有権者の選好の把握がさらに困難になり、I章で言及した政党支持の変動性の高さもあいまって、データの必要性が一層高まるとも考えられるのである。

自由党に党費納入者としての党員はもはや存在しない。党費納入党員の役割低下は、政治学者のリチャード・S・カツ (Richard S. Katz) とピーター・メア (Peter Mair) による「カルテル政党論」⁽¹⁰⁶⁾ が指摘しているところである。カルテル政党論が想定する、党費納入党員の役割を代替するものは、国家である。一方、カナダにおいては、II章で見たとおり、政治資金制度改革の結果、企業等団体献金の禁止や寄附の量的制限の強化が行われた上に、政党の政治活動一般を補助する政党国庫補助制度も廃止されたため、小口の個人献金者が党費納入党員を代替するものとして中心的な役割を果たすことになる。したがって、カルテル政党論の想定とは異なる。ただし、政党国庫補助制度は廃止されたが、カナダには、政党が最も資金を投入する選挙費用について、国家による償還制度があることを忘れてはならない。「党費徴収なき政党」は、選挙費用償還制度に下支えされた試みとも考えられるのである。

以上、2011年総選挙以降の自由党の組織改革をめぐる動向を見てきた。登録リベラルの有効

⁽¹⁰³⁾ 以上、Alex Marland and Thierry Giasson, “From Brokerage to Boutique Politics: Political Marketing and the Changing Nature of Party Politics in Canada,” Gagnon and Tanguay, eds., *op.cit.*(34), pp.356-359; Patten, *op.cit.*(66), pp.58-61 を参照。

⁽¹⁰⁴⁾ 「包括政党」とも呼ばれる。政治学者のオットー・キルヒハイマー (Otto Kirchheimer) が提唱する政党組織論の概念であり、「あらゆる有権者からの得票を目指し、有権者全体の代表にならうとする政党」を意味する。待鳥聡史『政党システムと政党組織』(シリーズ日本の政治 6) 東京大学出版会, 2015, p.71; Otto Kirchheimer, “The Transformation of the Western European Party Systems,” Joseph LaPalombara and Myron Weiner, eds., *Political Parties and Political Development*, Princeton: Princeton University Press, 1966, pp.177-200.

⁽¹⁰⁵⁾ Steve Patten, “The Evolution of the Canadian Party System,” Gagnon and Tanguay, eds., *op.cit.*(34), p.20; Patten, *op.cit.*(66), p.61. 政治学者のスティーブ・パッテン (Steve Patten) は、「キャッチ・イナフ」を明確に定義しているわけではないが、有権者全体ではなく、勝利の鍵となる有権者層から勝利に十分なだけの得票を目指すことを意味すると解釈できる。

⁽¹⁰⁶⁾ カツとメアが理念型として提示するカルテル政党群は、資源の調達を、党員や支持集団からというより、政党国庫補助制度等を通じて国家から行うという点で、市民社会から離れ、国家との相互浸透を進める存在である。これらの政党は、選挙では競合するものの、国家からの資源の調達については争うことなく、協同して利益を分配しあうという一種の「カルテル」を形成しているとする。ただし、カルテルに加わることができるのは、主に既成の大政党とされる。河崎健「政党研究における「カルテル政党」概念形成の分析—共著者カツとメアの視点より—」『上智大学外国語学部紀要』45号, 2010, pp.37-39; Richard S. Katz and Peter Mair, “Changing Models of Party Organization and Party Democracy,” *Party Politics*, Volume 1 Issue 1, 1995.1, pp.5-28 を参照。

登録期間は、3年である。登録リベラル制度が導入されたのは2016年であるため、制度導入当初に登録リベラルになった者が登録更新を迎えるのは2019年である。自動更新の対象者はどの程度になるのだろうか。また、自主的に更新する者はどの程度になるのだろうか。くしくも2019年には総選挙が予定されている。今後の「党費徴収なき政党」の動向が注目される。

(みやはた たけし)